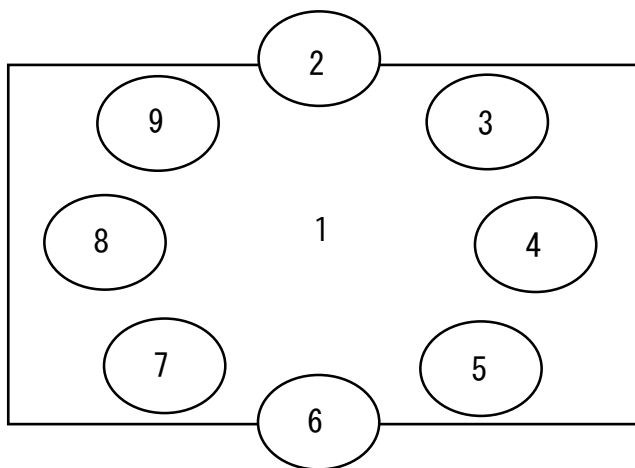


米原市文化財保存活用地域計画



令和 5 年 7 月
滋賀県米原市教育委員会

表紙



1. J R米原駅
2. イヌワシ（須藤一成氏提供）
3. 青岸寺庭園（米原）
4. 梅花藻（醒井）
5. 北国街道・中山道分岐点道標（米原）
6. やいと祭（柏原）
7. 天野川下流域遠景
8. 東草野の山村景観
9. 伊吹山

例言

1. 本計画は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 3 に定められた滋賀県米原市の市域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものである。
2. 本計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 5 年度（2023 年度）に文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の交付を受けて作成した。
3. 本計画の作成に当たっては、米原市文化財保存活用地域計画策定委員会を組織し、事務局を米原市教育委員会事務局生涯学習課が担当した。
4. 本計画は、米原市教育委員会事務局生涯学習課が主体となって作成を行い、公益財団法人滋賀県文化財保護協会に作成支援を委託した。
5. 本文中の※を付した語句については、参考資料において用語解説をしている。

目次

序章 文化財保存活用地域計画作成の背景と目的	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 本計画の位置付け	3
3. 計画期間と作成体制	10
4. 計画の進捗管理と評価の方法	14
5. 本計画における文化財等の定義	15
第1章 米原市の概要	17
1. 地理的環境	17
2. 社会的状況	27
3. 歴史的背景	32
第2章 米原市の文化財の概要と特徴	43
1. 指定等文化財の概要	43
2. 埋蔵文化財・日本遺産の概要	49
3. 指定等以外の文化財の概要	50
4. 市域の文化財の傾向と特徴	55
第3章 米原市の歴史文化の特徴	58
1. 伊吹山と霊仙山 ―「水」の生まれる地	60
2. 天野川と姉川、そして琵琶湖 ―「水」が流れる地	61
3. ヤマトタケル神話から雨乞い信仰 ―「水」を求めて祈る	62
4. 古代の交流と息長氏伝承 ―「巷」の始まり	63
5. 東山道から中山道 ―東西南北の道と「巷」	64
6. 東海道本線と鉾山開発 ―新時代の「巷」	65
第4章 文化財の保存と活用に関するこれまでの取組	66
1. 文化財の把握調査に関する主な取組	66
2. 文化財の保存に関する主な取組	68
3. 文化財の活用に関する主な取組	71
第5章 米原市の文化財の保存と活用に関する将来像	79
1. 米原市における文化財の保存と活用の将来像	79
2. 文化財の保存と活用の基本的な方向性	79
3. 文化財の保存と活用の将来像の実現に向けて	81

第6章 “地域で文化財を次世代につなぐ” 取組	82
1. 文化財の把握調査と保存に関する課題	82
2. 文化財の把握調査と保存に関する方針	84
3. 文化財の把握調査と保存に関する措置	86
第7章 “地域で文化財をいかす” 取組	87
1. 文化財の活用に関する課題	87
2. 文化財の活用に関する方針	87
3. 文化財の活用に関する措置	88
第8章 “地域で文化財の担い手づくり” の取組	90
1. 文化財の担い手づくりに関する課題	90
2. 文化財の担い手づくりに関する方針	91
3. 文化財の担い手づくりに関する措置	92
第9章 重点的に取り組む文化財の保存と活用	93
1. 重点的に取り組む措置の考え方	93
2. 関連文化財群をとおした重点的な取組	93
3. 具体的な関連文化財群と重点的に取り組む措置	95
第10章 文化財の防災・防犯	115
1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	115
2. 文化財の防災・防犯に関する方針	119
3. 文化財の防災・防犯に関する措置	119
4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	120
第11章 文化財の保存と活用の推進体制	121
1. 文化財の保存と活用の推進体制	121
2. 文化財の保存と活用の連携体制	125
附 参考資料	127

序章 文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

1. 計画作成の背景と目的

(1) 米原市の概要

米原市は滋賀県東北部に位置し、北と西を長浜市、南を彦根市と多賀町、東は岐阜県揖斐川町、関ヶ原町および大垣市と接している。市域は東西 13.2km、南北 31.6km で、総面積は 250.39 km²である。

平成 17 年（2005 年）2 月 14 日、坂田郡山東町・伊吹町・米原町が新設合併して旧米原市が発足し、同年 10 月 1 日、坂田郡近江町との合併により現在の米原市が誕生した(図 1)。旧山東町は本市の中央部に位置し、現在の J R 東海道本線近江長岡駅、柏原駅、近世中山道の柏原宿がある。旧伊吹町は本市の北部に位置し、伊吹山の麓、姉川の源流域で、北国脇往還が通っている。旧米原町は本市の南部に位置し、霊仙山の麓に当たり、現在の J R 東海道本線米原駅、醒ヶ井駅、近江鉄道米原駅、北陸自動車道米原インターチェンジ、近世中山道の醒井宿、番場宿、北国街道米原宿がある。旧近江町は本市の西部に位置し、天野川の中下流域で、現在の J R 北陸本線坂田駅がある（以下、合併前の旧 4 町を、「旧町」という。）。

本市は、滋賀県唯一の東海道新幹線停車駅である米原駅を有し、J R 東海道本線、J R 北陸本線、近江鉄道が乗り入れている。また、主要道路として名神高速道路、北陸自動車道の二つの高速道路とそのジャンクションおよび米原インターチェンジが立地し、北陸へ延びる国道 8 号と東海地方へつながる国道 21 号が通過している。新幹線のひかりを利用すると京都へは約 20 分、名古屋へは約 30 分、新大阪へは約 35 分で移動することができるなど、新幹線を含めた鉄道、高速道路の近畿、東海、北陸を結ぶ日本列島の大動脈の結節点であり、交通の要衝となっている。

市域の東側と南側には、滋賀県最高峰の伊吹山と霊仙山がそびえ、森林が市の総面積の 63%を占める。その森林に蓄えられた水は、清流姉川や天野川となって琵琶湖に注ぎ込み、まさに水と緑に包まれた自然豊かな水源の里である。

(2) 計画作成の背景

本市では、多種多様な文化財が市内各地域において「地域の宝」として受け継がれ、それらの文化財は、市ならではの歴史文化を育んでいる。その本質的な価値を理解し、共有して後世に伝えていくことは、現在の私たちが担うべき重要な役割と言える。

しかし、現状、市内の文化財に関する保存と活用においてまだ十分に役割を果たせていない。とりわけ、把握されている個々の文化財の価値付けの促進や、保存と活用に係る支援策、文化財の周知の在り方、文化財を次世代へ継承するための担い手の確保・育成には課題が多く、これらを解決していくための行動指針の作成が必要となっている。

本市の人口は 37,761 人で、14,848 世帯が暮らしている。（令和 5 年 1 月 1 日現在住民基本台帳による。）国立社会保障人口問題研究所によると 2045 年には 3 万人を割り込み

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

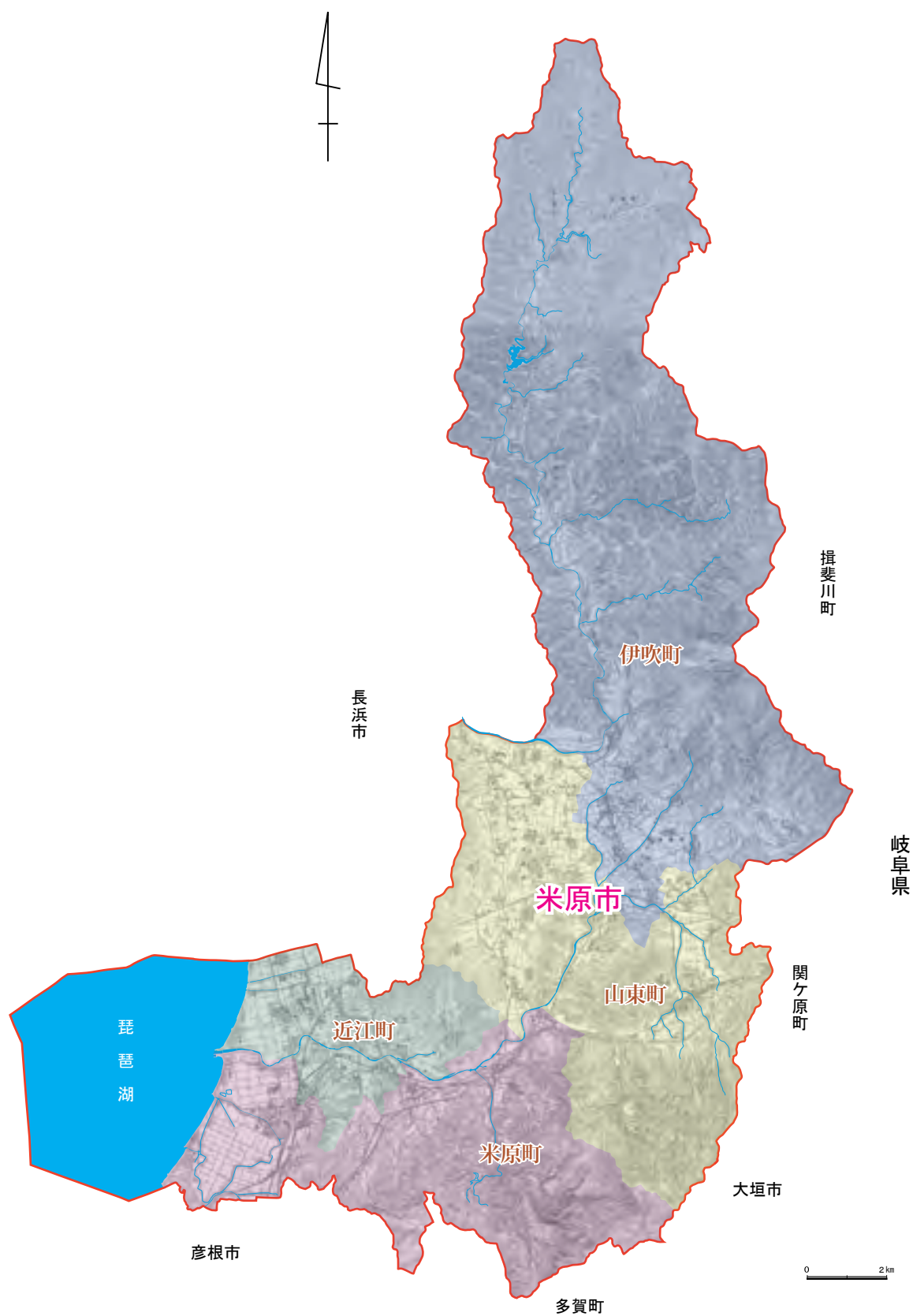


図1 米原市の位置と旧町

29,050人と現在の77%に減少すると見込まれている。昭和55年(1980年)を基準に見ると、65歳以上の高齢者は平成27年(2015年)には2倍以上、75歳以上は3倍以上に達する。一方で15から64歳までの生産年齢は、総人口のピークと歩調を合わせており、2045年には6割を、15歳以下の年少人口も4割を下回ると推定されている。このように今後加速度的に人口減少と少子高齢化が進むことが予想される。

急速な人口減少、少子高齢化は、地域社会の活力を奪い、結果として文化財を地域全体で支えていた仕組み自体が維持できなくなっていくことを意味している。この状況は、文化財の担い手不足や歴史文化への関心の低下、防災や防犯対策不足など文化財の保存と活用にとって重要な課題を引き起こすのみならず、集落そのものの滅失の可能性をはらんでおり、地域活性化の方策が眼前の課題として立ちふさがっている。それに追い打ちを掛けるように、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事を取りやめることが多くなったことで、文化財を次世代に継承する機会や保存・修理するための資金の確保が難しい状況にある。

（3）計画作成の目的

文化財を単体の資産としてだけでなく、その周辺環境を含めた面的なものと捉えることで、観光や地域の振興と連携を図り、文化財を総合的なまちづくり等により生かすことができるようになる。本市においても一部でそのような動きが広がりつつあり、行政と担い手となる住民等との活発な連携によって生み出され、地域の活性化に資する文化財の新たな価値を発見するきっかけにもなっている。

米原市文化財保存活用地域計画（以下「本計画」という。）では、上記のような姿を市域で増やしていくことを目指していく。文化財の魅力を再認識する機会を増やし、それを生かすことで、地域の誇りを醸成する。その結果、地域の活力を生み出す。そこでは行政と地域が一体となり、「ひと・地域」と「文化財」の新たな関係性を構築することで、双方を活性化させていくサイクルが生み出される。

以上のような地域の文化財を取り巻く状況を踏まえ、第2次米原市総合計画に示す本市の将来像「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」の実現に向けて、市民および地域、行政等の多様な主体のもと、本市における文化財の保存と活用を総合的、計画的に推進していくための指針かつ行動計画としての本計画を作成する。

2. 本計画の位置付け

（1）本計画について

文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第183条の3に基づき作成する「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」である。

また、国の指針（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」）では、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する中長期の

序章

方向性を示すマスタープランかつ、短期的に実施する具体的な事業を記載したアクションプランとして位置付けられた計画としている。法第 183 条 3 第 2 項各号等に次の事項を記載するものと定めている。

第一章

〈文化財保護法 第 183 条の 3 第 2 項〉

- 第 1 号関係 [当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]
- ・ 当該市町村の概要
 - ・ 当該市町村の文化財の特徴
 - ・ 当該市町村の歴史文化の特徴
 - ・ 文化財の保存・活用に関する課題
 - ・ 文化財の保存・活用に関する方針
- 第 2 号関係 [当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容]
- ・ 文化財の保存・活用に関する措置
- 第 3 号関係 [当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]
- ・ 文化財を把握するための調査に関する事項
- 第 4 号関係 [計画期間]
- ・ 計画期間
- 第 5 号関係 [その他文部科学省令で定める事項]
- ・ 文化財の保存・活用の推進体制等

第二章

第三章

〈文部科学省令第 5 号 第 54 条〉

- 法第 183 条の 3 第 2 項第 5 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 文化財保存活用地域計画の名称
 - 二 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
 - 三 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第 184 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
 - 四 その他参考となるべき事項

第四章

第五章

〈文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針 令和 3 年（2021 年）6 月 14 日変更、文化庁〉

- 地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる。
- ・ 関連文化財群に関する事項
 - ・ 文化財保存活用区域に関する事項
 - ・ 地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容
 - ・ その他の事項

第六章

○文化財保存活用地域計画の記載事項

第七章

（２）本計画の位置付け

本計画は、法および国の方針のもと、本市の最上位計画である「第 2 次米原市総合計画」に整合する本市の文化財行政に係る総合的な計画に位置付けられるものである。そして「史跡清滝寺京極家墓所保存活用計画」等、個別の文化財保存活用計画の上位計画でもある。

併せて、本市の文化財の保存や活用に関する様々な分野に関係した個別計画、施策等との整合、連携、調整を図り作成した。

第八章

（３）関係条例

第九章

①滋賀県文化財保護条例（昭和 31 年（1956 年）滋賀県条例第 57 号）

法第 182 条第 2 項の規定に基づき、指定を受けた文化財以外で、滋賀県内に存在するもののうち、県にとって重要な文化財について、その保存および活用のために必要な措置内

容が定められている。県民の文化的向上に資することを目的とした条例である。市内に所在する県指定文化財の取扱いには本条例に基づいている。

②米原市文化財保護条例（平成 17 年（2005 年）条例第 181 号）

法第 182 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財および市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存および活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的としている。

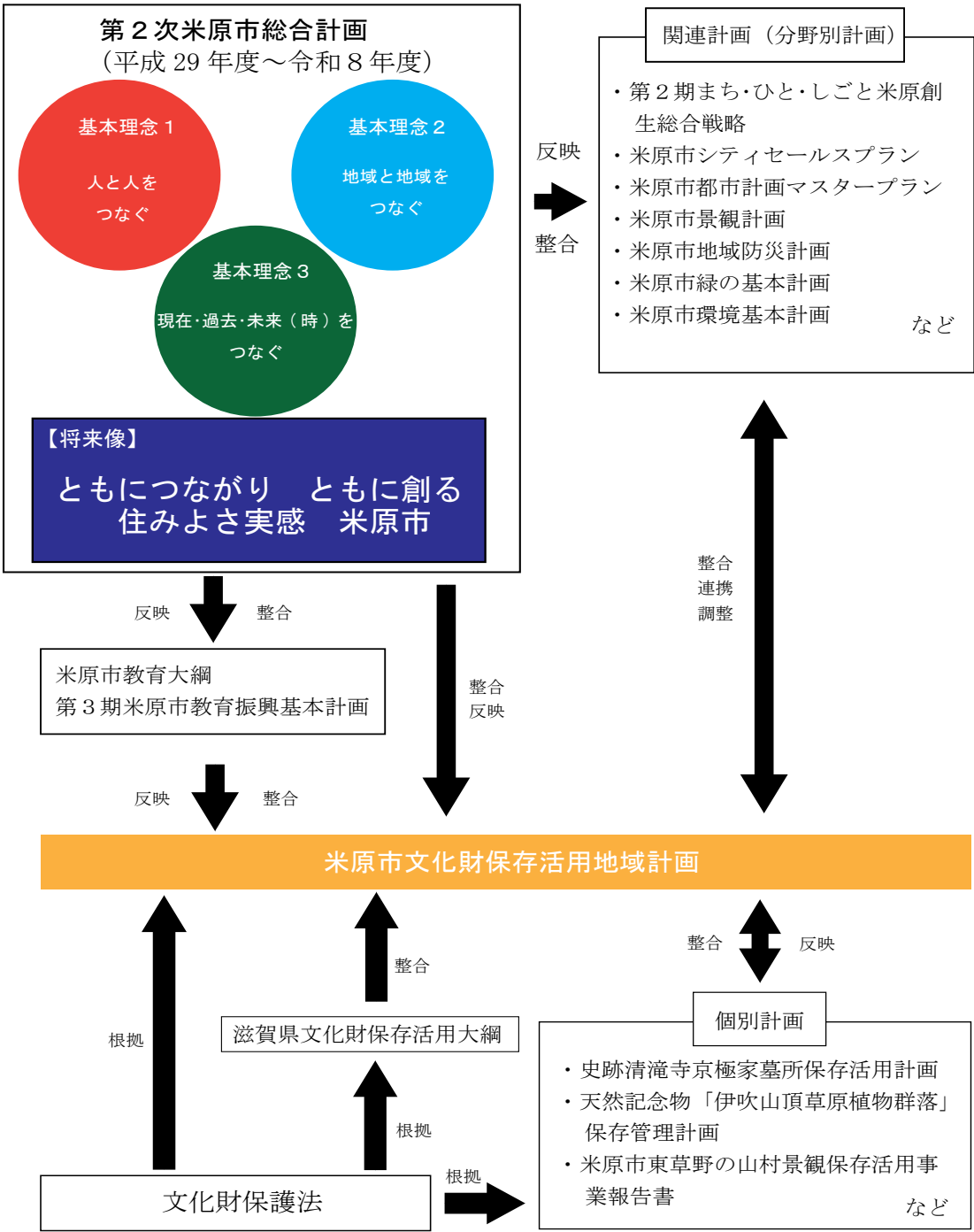


図2 米原市文化財保存活用地域計画の位置付け

また、本条例は市指定文化財の指定および取扱いや教育委員会の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について答申する機関として文化財保護審議会の設置等を規定している。

（４）上位計画

①第２次米原市総合計画〈平成２８年（２０１６年）策定、計画期間：平成２９年度（２０１７年度）～令和８年度（２０２６年度）〉

本市のまちづくりの指針となる中長期的な計画で、分野ごとの個別計画の最上位となる計画であり、市の将来像とその実現のための構想をまとめたものである。

総合計画では、基本理念として「人と人をつなぐまちづくり【元気な人】」、「地域と地域をつなぐまちづくり【活力あるまち】」、「現在・過去・未来（時）をつなぐまちづくり【愛着ある風土】」を定めている。この３点の基本理念を踏まえ、１０年後に目指す将来像として「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を掲げ、先人から受け継いだ美しい自然、輝かしい歴史や特色ある文化を守り育てるとともに、市民と行政が情報や目標を共有し、互いの役割と責任を自覚しながら協力してまちづくりに取り組むこととしている。

そして、将来像を実現するため６つのまちづくり基本目標を定め、このうち「基本目標２」で「ともに学び輝き合う人と文化を育むまちづくり」に、歴史文化の分野別施策として、施策目標「誇りと愛着のある地域文化を守り生かし伝えるまち」を掲げている。また、この施策を推進するために必要な具体的取組内容がアクションプランで、地域と協働した文化財の活用、歴史資源の保存と伝承、地域学習の推進に取り組むこととしている。

②米原市教育大綱・第３期米原市教育振興基本計画

〈令和４年（２０２２年）策定、計画期間：令和４年度（２０２２年度）～令和８年度（２０２６年度）〉

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年（１９５６年）法律第１６２号）に基づき、本市の教育施策全体に通じる理念・目標を示すと同時に、基本的な考え方を示したものである。

この教育大綱では、幅広い世代の市民が交流し、つながりながら、学びあい、育ち合う、米原らしいまちづくりを進めるため、教育政策の基本理念として「ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら～自分もひと大切にし、地域を誇る人づくり～」を掲げている。また、本市の教育政策が目指すべき５つの基本的な方向性のうち、歴史文化分野の基本目標として「米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます」として、誰もが自然・歴史・文化に親しみ学ぶ機会の充実を図り、地域文化を育んでいく環境づくりを進めることを定めた。

この教育大綱の方向性を具現化するための５年間の取組として、第３期米原市教育振興基本計画を策定した。教育振興基本計画は、教育大綱で掲げた基本目標に基づいて、歴史文化分野の施策として「歴史・文化財の保存活用と学習機会の充実」を掲げた。

施策の方向として「歴史文化遺産の保存・継承と活用」「埋蔵文化財の発掘調査・未指

定文化財の調査の実施」「文化財保存活動の充実」「歴史・文化の魅力発信」「資料館・歴史館の管理運営」を記載し、ふるさとへの愛着と誇りの醸成に取り組むこととしている。

(5) 関連計画

①第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

〈令和2年(2020年)策定、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)〉
まち・ひと・しごと創生法(平成26年(2014年)法律第136号)に基づき、国・県の総合戦略を踏まえ策定した計画である。

人口減少の克服に向けた取組を中心に、人口ビジョンの将来展望を実現するための方針や施策がまとめられている。基本方針を「3世代100年にわたって『住んでよかった』と実感されるステキな米原を築く」として、基本目標4つをあげている。このうち基本目標2「ひとが集い、若者が移り住むまちを創る」施策2「地域資源を生かした交流の拡大」では、伝統産業や歴史資産を生かした体験型観光の推進を掲げている。また基本目標3「滋賀県一子育てしやすいまちを創る」施策3「心豊かで多様な未来を切り拓く子どもの育成」を掲げ、子どもたちが積極的に地域の人とかかわりながら地域の歴史や文化等を学ぶことでふるさとへの愛着や深い誇りを養い、地域の未来について自ら考えることができる子どもを育てることを目指している。

②米原市シティセールスプラン

〈平成27年(2015年)策定、令和2年(2020年)改訂、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)〉

まちのブランドイメージの確立を図るとともに、本市の認知度やイメージの向上を目的とした計画である。将来にわたって魅力的で持続可能なまちを目指すため、ブランドコンセプトとして「びわ湖の素 米原」を定め、総合的なプロモーションの展開を行っている。

この計画では、本市の特徴的な魅力を「自然・癒し」「歴史・伝統」「食・匠」「スポーツ・アウトドア」「子育て・ライフスタイル」の5つの分野に区分している。このうち、「歴史・伝統」分野は歴史と伝統あるまちとしてのイメージの拡大を図るために、取組方針として「歴史・文化資源、景観資源を活用する」「伝統技術、伝統文化に触れる・体験する機会をつくる」「地域に受け継がれる文化や伝統を継承する」を掲げ、まちのブランド化への効果を高めることを目指している。

併せて、本市が有する様々な魅力は多くの「人」によって支えられていることから、本市の魅力と価値を発信し、次世代に引き継ぐための人づくりの推進を行い、将来的な移住・定住へつなげるとしている。

③米原市景観計画

〈平成25年(2013年)策定〉

米原市景観計画は、景観法(平成16年(2004年)法律第110号)に基づき、市内の良好な景観の実現、保全、創造することを目的としている。

良好な景観形成を図ることを理念として「伊吹山の観える故郷の風景に抱かれた 水がきらめき、暮らしがみえる、歴史かほる米原」をテーマに景観形成の5つの目標と9つの類型を定め、次の取組を進めている。

◆景観形成の5つの目標

- 目標1 歴史文化の価値を高める景観まちづくり
- ・江戸時代の旧街道の面影が息づく宿場町
 - ・世代を超えて引き継がれてきた歴史的建造物と貴重な樹木
- 目標2 普段の暮らしを大切に、魅力の向上を図る景観まちづくり
- ・山並みと水に恵まれた姉川上流の暮らし
 - ・のどかな田園風景が広がる天野川流域の暮らし
 - ・雄大な琵琶湖と湖岸の暮らし
- 目標3 水と緑を大切にする景観まちづくり
- ・生物が息づく山並みと河川などの水辺の空間
- 目標4 活力を感じる調和と秩序の景観まちづくり
- ・にぎわいや活力に満ちた市街地
 - ・快適で潤いのある主要な幹線道路沿道
- 目標5 市民活動を育む景観まちづくり
- ・米原の歴史や生活文化を感じる行事

景観計画区域内（市内全域）では、具体的な行為の制限、景観形成の基準を定め、地域の景観特性に配慮することに努めることとしている。その中でもより重点的に景観まちづくりに取り組む区域として「景観重要区域」に指定し、より厳しい基準を設けている。また、「米原市景観計画ガイドライン」を作成し、良好な景観形成の推進に努めている。

④米原市都市計画マスタープラン

〈平成28年(2016年)策定、令和3年(2021年)改訂、計画期間:平成28年度(2016年度)～令和8年度(2026年度)〉

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和43年（1968年）法律第100号）に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めている。計画内では、第2次米原市総合計画との整合を図り、本市を取り巻く課題に対応したまちづくりを進めていくために、4つの都市づくりの目標を定めた。

このうち、歴史文化分野では「豊かな自然・歴史風土と共生する都市づくり」を掲げ、「自然環境や歴史風土に馴染んだ景観形成に努める」や「豊かな自然環境や歴史・文化的資源を積極的に活用し、その魅力や個性を引き出しながら、観光交流の拠点づくりを進める」と記載している。



図3 将来都市構造図
(米原市都市計画マスタープランより)

⑤米原市地域防災計画

〈令和 4 年（2022 年）修正〉

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年（1961 年）法律第 223 号）に基づき、米原市防災会議が作成した。市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が連携して、市の区域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としている。

この計画の中で、文化財に対する対策として、被害を最小限に抑える応急措置の対応、および、万が一、破損等が生じた場合、被災文化財の価値を維持できるように所有者等に指示できるように復旧計画の策定を求めている。また、災害発生時には、所有者等から状況等の情報を速やかに収集し、必要に応じて係員が現地を確認することや速やかに県担当部局と協議を行い、動産文化財を必要に応じて一次的に避難すると定めている。

⑥米原市緑の基本計画

〈平成 20 年（2008 年）策定、計画期間：平成 20 年度（2008 年度）～令和 9 年度（2027 年度）〉

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和 48 年（1973 年）法律第 72 号）第 4 条に基づいて策定されている緑地の保全および緑化の推進に関する計画である。地域の骨格となる緑や地域固有の緑（伊吹山や霊仙山、風致地区の緑）と、歴史性・文化性を有し、住民との関わりが深い社寺林や拠点的な緑（公園緑地）、連続する緑（街路樹、河川、民有地の緑化）を織り交ぜながら、都市全域にわたる緑のネットワークづくりを行い、快適で米原らしい都市環境の創造を図ることを目標としている。

そのため、市全体における緑の将来像として「伊吹山麓から琵琶湖をつなぐ、水と緑のネットワークづくり～水と緑のきらめく田舎都市 まいばら～」を掲げ、基本方針として「緑をまもる」「緑をつくる」「緑を育てる」を定めている。その中でも、「緑をまもる」では、伊吹山や霊仙山の緑や琵琶湖から姉川、天野川、地藏川等の多様な水辺の緑、歴史的資源と一体となった緑や貴重な動植物の生息環境の保全を示し、歴史資源等の緑化を市民参加のもと推進すること等に取り組むこととしている。

⑦第 2 次米原市環境基本計画

〈平成 31 年（2019 年）策定、計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）〉

本市における良好な環境の保全と創造の礎となる米原市環境基本条例（平成 18 年（2006 年）条例第 44 号）の理念に基づき、長期的展望に立ち、環境問題の解決や理念を実現するための計画である。基本理念として「未来につなぐ“水源の里まいばら”」を定める。そして理念に基づいて「ひと」「自然環境」「環境を生かす」「循環」「生活環境」の 5 つの分野を掲げている。特に「自然環境」では生物多様性と水環境の保全・発信を基本方針として、ホタルやハリヨ、梅花藻ばいかもといった野生動植物の保全活動の支援、「環境を生かす」では自然と共生する農業・水産業と観光の推進を基本方針として、豊かな自然を生かした

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

観光振興やエコツーリズムの推進などを基本施策としてあげている。このように豊かな自然環境を「守る」だけでなく、農林業や観光産業等に積極的に「生かす」社会的な試みが、本市ならではの地域の活性化をもたらし、更なる環境への保全へとつながっていくことを目指している。

（６）滋賀県文化財保存活用大綱

〈令和２年（２０２０年）３月作成、令和３年（２０２１年）３月改定〉

法第１８３条の２第１項に基づく、滋賀県における文化財の保存および活用に関する総合的な施策の大綱である。

県内の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を適切に進める上で共通の基盤となる方針として、以下の５つの柱を定めている。

本計画は、この５つの柱を十分に踏まえながら作成するものである。とりわけ、本計画では第４章で示しているように、「地域（コミュニティ）」に重点をおいていることから（２）を中心に据え、（１）（３）の取組を推進していく。

５つの柱

- （１）文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進
- （２）みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり
- （３）文化財の多種多様な活用推進
- （４）文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保
- （５）文化財を維持するための資金の確保

３．計画期間と作成体制

（１）計画期間

本計画の計画期間は、令和６年度（２０２４年度）から令和１５年度（２０３３年度）までの１０年間とする。なお、事業の計画は、毎年度年次評価を実施し、最初の３年が経過した後と令和１３年（２０３０年）に最上位計画である総合計画の中間評価が行われたタイミングで齟齬が無いように計画内容および期間等についての点検・検証（中間評価）を実施する。

（２）作成体制

本計画は、多様な関係者の意見を踏まえて作成することを可能な限り重視した。そこで、学識経験者や関係者、行政機関、地域住民からなる「米原市文化財保存活用地域計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を組織し、検討・意見聴取を行った。また、委員会とは別に文化財保護審議会に意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを通じて広く意見を聴取して計画に反映させた。

【米原市文化財保存活用地域計画策定委員会名簿】 令和４年度（２０２２年度）

職名	氏名	所属・専門	任期
委員長	市川 秀之	滋賀県立大学 教授〔民俗〕	令和２～４年度
副委員長	泉 峰一	番場の歴史を知り明日を考える会代表／米原地域	令和２～４年度
委員	中井 均	滋賀県立大学 名誉教授〔考古学〕	令和２～４年度
委員	濱崎 一志	元滋賀県立大学 教授〔景観・建造物〕	令和２～４年度
委員	畑中 英二	京都市立芸術大学 教授〔考古学・美術工芸〕	令和２～４年度

職名	氏名	所属・専門	任期
委員	江竜 喜之	元長浜城歴史博物館長〔文献〕	令和2～4年度
委員	粕淵 宏昭	米原市文化財保護審議会 会長／近江地域	令和2～4年度
委員	谷口 康	上平寺推進委員会 委員長／伊吹地域	令和2～4年度
委員	三山 元暎	池下区史編纂委員会 代表／山東地域	令和2～4年度
委員	的場 美智子	米原観光ボランティアガイド協会 副会長／地域観光	令和2～4年度

※〔 〕内は専門分野等

【オブザーバー】

長浜市市民協働部歴史遺産課（現生涯学習課文化財保護室）
滋賀県文化スポーツ部文化財保護課
米原市政策推進部政策推進課（市総合政策）
米原市市民部自治環境課（自治振興、環境保全）
米原市まち整備部シティセールス課（空家対策、移住・定住、観光振興）

【事務局】

事務局 米原市教育委員会事務局 生涯学習課（歴史文化財担当）
作成支援 公益財団法人滋賀県文化財保護協会

（３）本計画の作成経緯

本計画の作成に当たっては、令和2年度（2020年度）から市内の文化財の把握調査およびデータベース化作業を進めるとともに、令和2年（2020年）7月30日の第1回委員会を開催して以降、計8回の委員会を開催し、本市の歴史文化の特徴および文化財の保存と活用に係る方針、措置等を検討した。併せて、米原市文化財保護審議会での4回の報告・審議、文化庁との計4回にわたる協議等を経て、本計画を取りまとめた。

計画の周知については、令和2年度から文化財シンポジウムでの計画や市域の歴史文化の特徴の周知のほか、市内各自治会および市内で活動を行う文化財保存活用団体、文化財所有者等へのアンケート調査、庁内関連部局へのヒアリング、令和4年度（2022年度）はパブリックコメントを実施し、市民等からの意見の聴取と計画への反映等を行った。

①米原市文化財保存活用地域計画策定委員会

i）委員構成（委員の名簿は第2節に掲載）

学識経験者5人（民俗学、考古学、景観・建造物、考古学・美術工芸、文献）
地域有識者5人（米原、近江、山東、伊吹各地域の文化財関係団体の代表者）

ii）開催日および内容

回	年月日	内容
第1回	令和2年7月30日	地域計画作成に係る事業計画について
第2回	令和3年3月2日	令和2年度実施事業の成果、次年度事業内容について
第3回	令和3年9月9日	指定文化財所有者、市内文化財保存活用団体へのアンケート内容の検討
第4回	令和3年12月17日	指定文化財所有者、市内文化財保存活用団体へのアンケート集計結果について検討
第5回	令和4年3月11日	計画（第4章・第5章・第6章）の検討

序章 文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

回	年月日	内容
第6回	令和4年7月22日	計画（序章・第1章・第2章・第3章・第7章）の検討
第7回	令和4年10月25日	計画（第8章・第9章）の検討
第8回	令和5年3月14日	計画のとりまとめ

②文化財把握調査およびデータベース化

期間：令和2年7月28日から令和3年3月31日まで

対象：市内に所在する文化財に関する既往調査の報告書、町史、目録等

③文化財保存活用地域計画周知のためのシンポジウム等の開催

i) シンポジウムの開催

令和3年3月13日	シンポジウム「息長氏の黎明」
主旨	地域計画の作成を周知するとともに、米原・近江地域の歴史文化の特徴である古代豪族・息長氏に焦点を当てた講演会・シンポジウムを開催した。
参加者	102人

令和4年3月13日	シンポジウム「「地域の宝」文化財を活かしたまちづくり」
主旨	「米原市文化財保存活用地域計画」で提示する、本市の文化財の保存と活用についての「将来像」および、自治会・指定文化財所有者のアンケートから得られた、文化財の保存と活用に関する意見を公表し、文化財の置かれた現状についての共有を図った。また、市内で文化財の保存と活用に取り組む3団体の代表から取組の事例発表およびシンポジウムを実施した。
参加者	71人

令和4年11月6日	シンポジウム「歴史文化とまちづくりー「地域の宝」の見つけ方・活かし方ー」
主旨	作成を進める「米原市文化財保存活用地域計画」で示す、歴史文化の特徴、関連文化財群など全体像を公表するとともに、文化財を活用したまちづくりに取り組む滋賀県内の3事例について、各担当者からの取組報告および文化財を活用したまちづくりをテーマとしたシンポジウムを開催した。
参加者	27人

令和5年3月5日	シンポジウム「「地域の宝」を守り、活かすー文化財保存活用地域計画と米原市」
主旨	改正文化財保護法に記された、文化財を巡る危機的状況を解決するための方針である「文化財保存活用地域計画」について、本市が進める地域計画の内容に基づき、文化財の保存と活用について考えた。
参加者	45人

ii) 米原市行政放送「伊吹山テレビ」を用いた広報事業

本市の歴史文化の特徴をもとに、市内の歴史文化について紹介し、本計画の作成とともに、文化財に関する市民への情報提供に努めた。

回	テーマ	放送期間
第1回	山と湖、水と巷が紡ぐ米原歴史物語	令和3年8月20日～8月26日
第2回	水が結ぶ”まいばら” 育む・暮らす・治める・生きる	令和3年10月22日～10月28日
第3回	巷がつなぐ”まいばら” 接触と混沌	令和3年12月17日～12月23日
第4回	”地域の宝” 発見のすすめ！	令和4年2月18日～2月24日

④米原市文化財保護審議会への意見聴取

i) 委員構成

	氏 名	所属等	専門
会長	粕 淵 宏 昭	滋賀民俗学会会員 / 元県立高校教員	民俗文化財
副会長 / 職務代理者	須 藤 明 子	(株)イーグレットオフィス / 獣医学博士	天然記念物（鳥類）
委員	中 井 均	滋賀県立大学 名誉教授	考古 / 城郭
委員	太 田 浩 司	淡海歴史文化研究所所長 / 元長浜市市民協働部学芸専門監	文献 / 学芸員
委員	井 上 ひろ美	文化遺産プランニング代表 / 元滋賀県立琵琶湖文化館学芸員	美術工芸（仏教美術） / 学芸員
委員	畑 中 英 二	京都市立芸術大学 教授	考古 / 工芸（陶磁器）
委員	濱 崎 一 志	元滋賀県立大学 教授	建造物 / 景観

ii) 開催日および内容

令和2年度第2回	令和3年3月26日	計画骨子について
令和3年度第1回	令和4年3月25日	計画案について
令和4年度第1回	令和4年8月8日	計画案について
第2回	令和5年3月27日	最終計画案について

⑤文化財の保存と活用に関するアンケート調査

自治会や文化財の所有者、活動団体を含めた地域住民の視点で課題を洗い出しを行い、本計画に反映させるためにアンケートを実施した。

調査結果は、本計画の第6章、第7章、第8章に反映した。

i) 第1回アンケート調査（参考資料 173 頁）

期間：令和2年12月

対象：市内全自治会を対象（107 自治会）

内容：各自治会内に所在する文化財および周辺環境を含めた各自治会の歴史文化について聴き取りを行った。

ii) 第2回アンケート調査（参考資料 203 頁）

期間：令和3年10月～12月

対象：市内の文化財所有者・管理者および文化財の保存と活用に取り組む団体

内容：市内の文化財の保存と活用に関して択一の質問および自由回答欄を設けて聴き取りを行った。

⑥パブリックコメントの実施

作成した本計画（案）に関する趣旨、内容等の必要な事項を市民に公表し、公表したものに対する市民の意見、情報および専門的な知識（以下「意見等」という。）を反映させるため、米原市パブリックコメント制度（政策等の案に対する市民意見の提出手続制度）に基づき、意見等の聴き取りを行い、本計画へ反映させた。

意見募集期間：令和5年2月10日～令和5年3月3日

提出された意見等：23 件（7 人）

4. 計画の進捗管理と評価の方法

本計画の計画的な推進と事業の実効性を確保し、円滑かつ着実な推進を図るため、PDCAサイクル(計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action))による進行管理を行う。

計画の進捗管理および検証は、本計画の作成、認定後に設置を予定する(仮称)「米原市文化財保存活用地域計画推進協議会」(以下、「協議会」という。)において、それぞれの段階における定期的な点検・評価として年次評価(短期評価)・中間評価(中期評価)・最終評価(長期評価)を行うこととする。協議会は、計画の実行性を確保するために、行政および地域、文化財所有者、専門家等で組織し、文化財の保存と活用に関わる様々な担い手の観点から、本計画の取組や効果を検証していく。

また、各段階における評価や特に本市総合計画の改定を受けた場合、社会経済情勢、新たな文化財の発見、指定・登録等、本市の文化財を取り巻く環境に変化が生じた結果、計画について軽微な変更を行った場合には、滋賀県を經由して文化庁に報告を行う。ただし、計画期間の変更、文化財保存に大きく影響を与えるおそれのある変更、計画の実施に支障を来す変更が必要となった場合には、計画について文化庁に申請を行い、再認定を受けるものとする。

なお、効果検証のための評価指標等の設定に当たっては、成果を客観的に表す定量的な指標であることとともに、歴史文化に関する専門的な内容や社会・教育的な影響等も考慮する必要がある。そのため定性的な指標も含めて今後、協議会において検討を行い、各取組に適した指標を選択していくこととする。

（１）年次評価

毎年度の進捗管理として、市生涯学習課が中心となり、当該年度に行う取組の目標(評価指標)等を定めて自己評価を行う。そのためにチェックシート等を作成し、協議会において内容の点検・評価を行う。評価結果に基づき、翌年度における取組内容等の見直しや改善を図る。

（１）年次評価

（２）中間評価

計画期間の中間年(令和8年度(2026年度)と令和13年度(2031年度)を予定)に、次期総合計画の策定や中間見直しに合わせて、それまでの期間に実施した取組の進捗確認および中間自己評価を行う。また、総合計画との整合、評価結果を踏まえて、今後の取組等に必要な更新・修正を加えるなど計画の中間見直しを行う。

（２）中間評価

図4 計画の進捗管理のイメージ

```

graph TD
    Plan([計画 Plan]) --> Do([実施 Do])
    Do --> Check([評価 Check])
    Check --> Action([改善 Action])
    Action --> Plan
  
```

図4 計画の進捗管理のイメージ

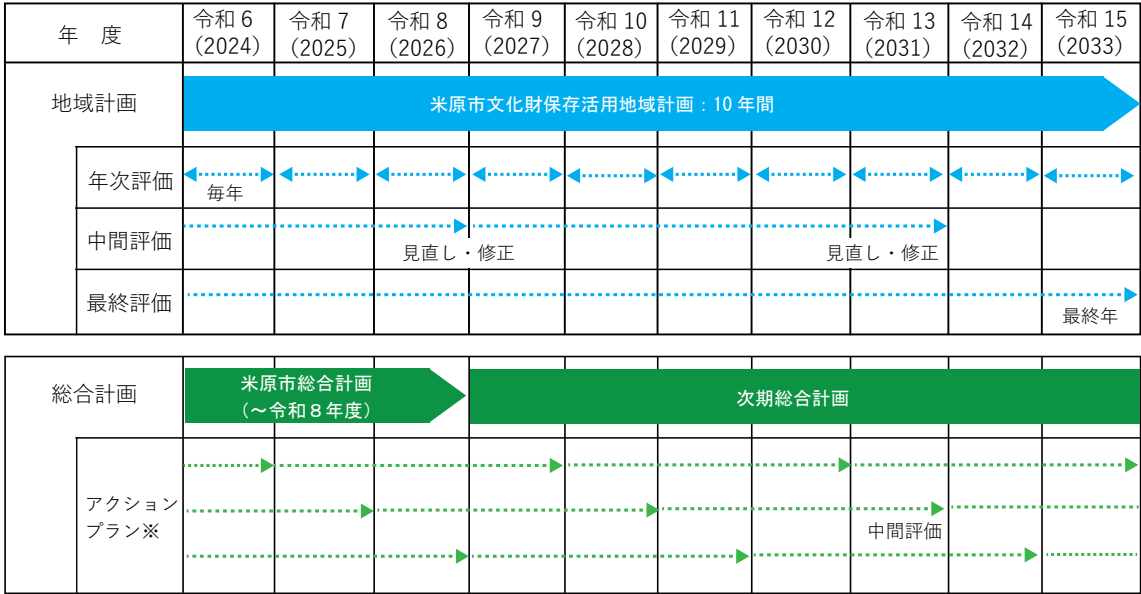


図5 計画の進捗管理と総合計画

(3) 最終評価

計画期間の最終年（令和15年度（2033年度））における総括として、期間中の全ての取組について進捗確認および最終自己評価を行い、広く公開をする。その上で社会状況の変化等も踏まえつつ次期計画の立案・作成に取り組む。

5. 本計画における文化財等の定義

法第2条において「文化財」とは次に掲げるものとされている。

〈文化財保護法第2条〉

- 一 有形文化財
建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- 二 無形文化財
演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- 三 民俗文化財
衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- 四 記念物
貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
- 五 文化的景観
地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- 六 伝統的建造物群
周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

そこでは、6つの類型に加えて、同じく法によって保護の措置を講じるものとして、「土地に埋蔵されている文化財」を埋蔵文化財（法第92条の1）、「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの」を文化財の保存技術（法第147条の1）としている。

そして、前記の文化財のうち、重要なものは国または県、市による指定、選択、選定、登録が行われ、所有者等はその保存および活用のため必要な措置を図らなくてはならないとしている。

また、滋賀県文化財保存活用大綱では、文化財保護法における上記の類型に加え、「人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日まで守り伝えてきた有形無形の文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出された物や精神）」を文化財に含め、「本県の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなす県民のみならず国民共有の財産」としている。

これらを前提として本計画では、次の定義で用語を使用する。

【指定等文化財】

国・県・市によって指定、選択、選定、登録による保護の措置が図られている文化財

【指定等以外の文化財（未指定文化財）】

国・県・市によって指定等の措置がなされておらず、明確な価値付けが行われていないが、本市の歴史や文化等の正しい理解のために欠かすことのできない有形・無形の文化財。また、前述の文化財の6つの類型に分類することが困難ながら、本市の歴史や風土、風習等を現代に伝える昔ばなしなどの民俗伝承も欠かすことのできない文化財として含む。

【文化財】

指定等文化財と指定等以外の文化財（未指定文化財）の両方を含む総称で、地域の先人たちが残してきた有形・無形の文化的所産

【歴史文化】

文化財が形作られる要因である、歴史的、地理的、自然的な要因（周辺の環境）と文化財が一体となったもの

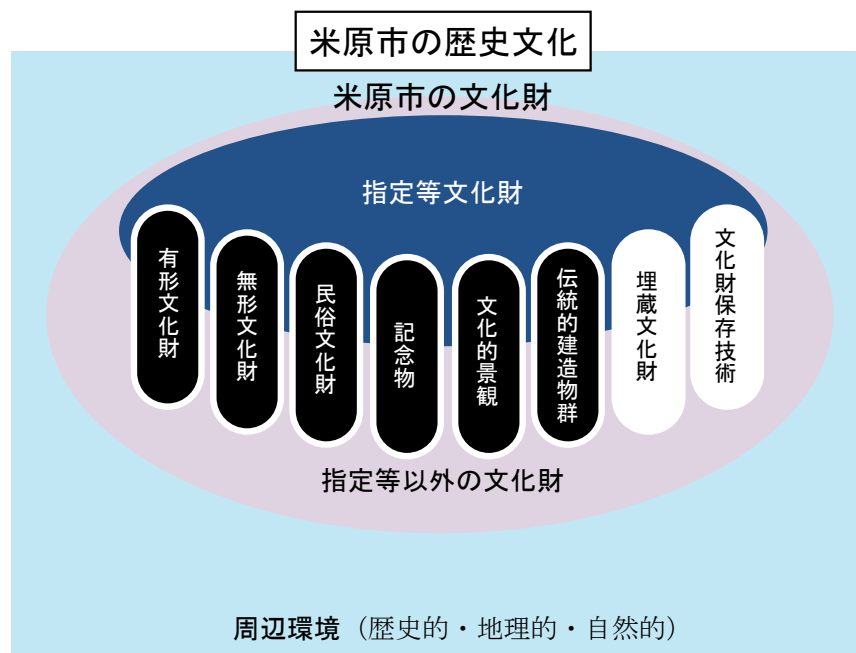


図6 米原市文化財保存活用地域計画における文化財の概念

第1章 米原市の概要

1. 地理的環境

(1) 位置

本市は、滋賀県の東部に位置し、市域の面積は250.39㎢（うち琵琶湖の面積：27.32㎢）で、県土全体の6.23%を占めている。市域の63%(158.04㎢)が山地であり、平地は少ない。その中で伊吹山と霊仙山の間には細い谷間が形成され、東西に通じるわずかな切れ目となり、岐阜県関ヶ原町と市域を結んでいる。このため、西日本から中部地方へ通じる交通機関の大半は、市域を通過することになる。また、北陸地方を経由する交通機関が市内で結節することから、西日本と東日本の文化圏および経済圏を結ぶ重要な場所に立地している。

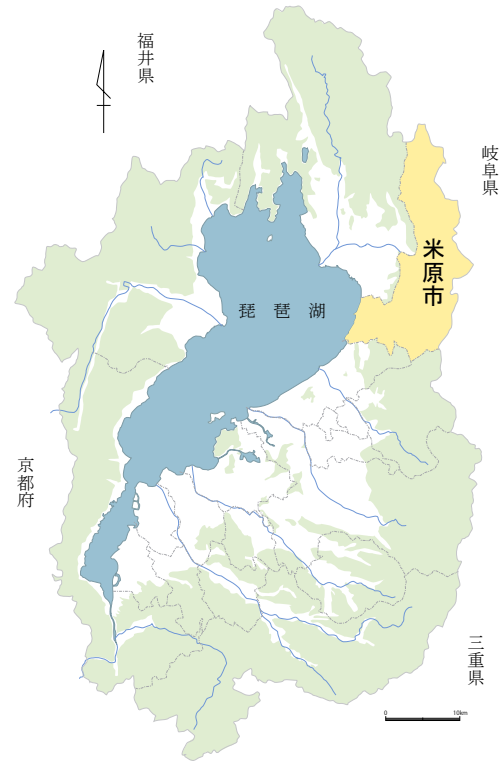


図1-1 滋賀県における米原市の位置

(2) 地形的特徴

本市の地形は、山地・台地そして低地に大別される。山地の地形区分は、市北部に位置する伊吹山地と市南部に位置する鈴鹿山脈、そして両山地の間に散在する山東山地に分けられる。また、台地の地形区分は上平寺台地と大原台地、低地の地形は市の中央部に位置する山東盆地と琵琶湖岸にある天野川三角州、そして入江内湖干拓地に区分される。

①山地

i) 伊吹山地

伊吹山地は、滋賀県最高峰である伊吹山(1,377 m)を主峰とする。主として石灰岩によって形成され、石灰岩地帯特有のカルスト地形が認められる。

ii) 鈴鹿山脈

鈴鹿山脈は、滋賀県東端を南北に縦走す



図1-2 近畿地方の地勢

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章



図 1-3 米原市と周辺（地形と道）

る山脈である。市域では鈴鹿山脈の北端に相当する霊仙山山塊とその主峰である霊仙山(1,094 m)がそびえており、北方に向かって次第に山の高度を下げながら山東盆地に達している。

iii) 山東山地

山東山地は、伊吹山地と鈴鹿山脈の間で、本市と長浜市の境にある標高 300 m 前後の南北に連なる横山丘陵と、更にその東の天野川低地に散在する山地からなる。

②台地

i) 上平寺台地

伊吹山の南に位置する台地で、長浜市東部から関ヶ原へ東西に連続する関ヶ原低地帯の最高位で、その東端は濃尾平野と琵琶湖の分水界となっている。台地の南縁は天野川支流によって浸食されて急な崖を形成しており、それらの谷底には幅の狭い谷底平野が上流まで発達している。

ii) 大原台地

山東地域に位置する台地で、北面は姉川によって浸食された段丘が形成されるが、南西面は緩やかに高度を下げて山東盆地に接している。姉川が右遷する南側に位置することや、南西面がなだらかに低地と接することから、かつて南流していた姉川によって形成された扇状地の一部である可能性がある。

③低地

i) 山東盆地

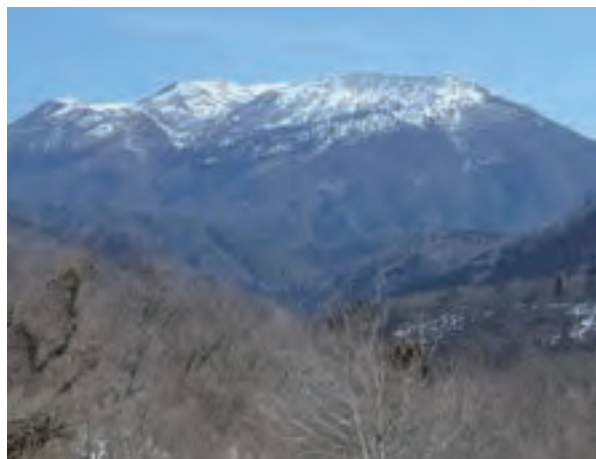
天野川と姉川によって形成された低地である。伊吹山の南麓の^{や たか が わ}弥高川によって形成された比較的急傾斜の扇状地が形成され、北西部の姉川南岸部は旧姉川の[※]扇状地堆積物により^{だんきゅうか}段丘化している。一方で、南部の天野川沿岸部では水はけの悪い低湿地が広がっている。

ii) 天野川三角州

天野川の下流部から琵琶湖河口にかけて形成された三角州である。湖岸沿いには、琵琶湖の波浪によって形成された^{※ひんてい}浜堤がある。かつては浜堤の背後に^{※こうはいしつち}後背湿地が分布していた。



◆伊吹山（三島池から望む）



◆霊仙山



◆山東盆地

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

iii) 入江内湖干拓地

市域の琵琶湖岸平野部の南半部を占める干拓地である。その規模は、東西 1.96km、南北 3 km（約 330ha）であり、[※]内湖としては大中の湖に次ぐ琵琶湖第二位の面積を有していた。昭和 19 年（1944 年）に食料増産の必要性から全面干拓が行われ、昭和 24 年（1949 年）に 305ha の農地が完成した。最低標高は 82.3 m で、琵琶湖の湖面よりやや低い。



◆天野川三角州

④河川

i) 姉川

姉川は、全長 31km、流域面積は 367 km² 余りで、滋賀県内最大の流域面積を持つ河川である。水源は、伊吹山地の新穂山（1,067 m）で、伊吹山地と七尾山の中央部を南流し、久保川、起し又川、足俣川、板名古川、大富川等の支流を集めて伊吹集落付近で溪口部に達する。そこで右遷し、長浜市で草野川や高時川と合流して琵琶湖に注いでいる。



◆入江内湖干拓地

ii) 天野川

天野川は、柏原にある菖蒲池を水源とし、伊吹山地と鈴鹿山脈の間を西流して琵琶湖に注ぐ、全長 17km、流域面積 120 km² の河川である。上流部で奥出川、中井川、砂走川等の支流を集め、中流では山東盆地を貫流し、伊吹山地から政所川、弥高川が、霊仙山塊からは菜種川、和佐川、丹生川、枝折川、梓川等が合流して湖北平野に達している。



◆姉川上流部（東草野地域）

(3) 地質的特徴

伊吹山地の表層地質は、北東部を花崗岩質岩石が占め、他は、粘板岩・砂岩・チャート・輝緑凝灰岩・石灰岩の地層で構成されている。特に、伊吹山の山体は、主に石灰岩によって構成されている。また、霊仙山地は粘板岩・砂岩・チャート・輝緑凝灰岩・石灰岩の地層で構成されており、山地の西南麓は石灰岩の地層によって構成されている。

天野川周辺に点在する山東山地は、多くが相互に異なった岩相と走行・傾斜を持っていることから、幅の広い断層破碎帯の中に収まっているように見える。これらの山地周辺には、おおむね[※]崖錐堆積物が認められる。

第1章 米原市の概要

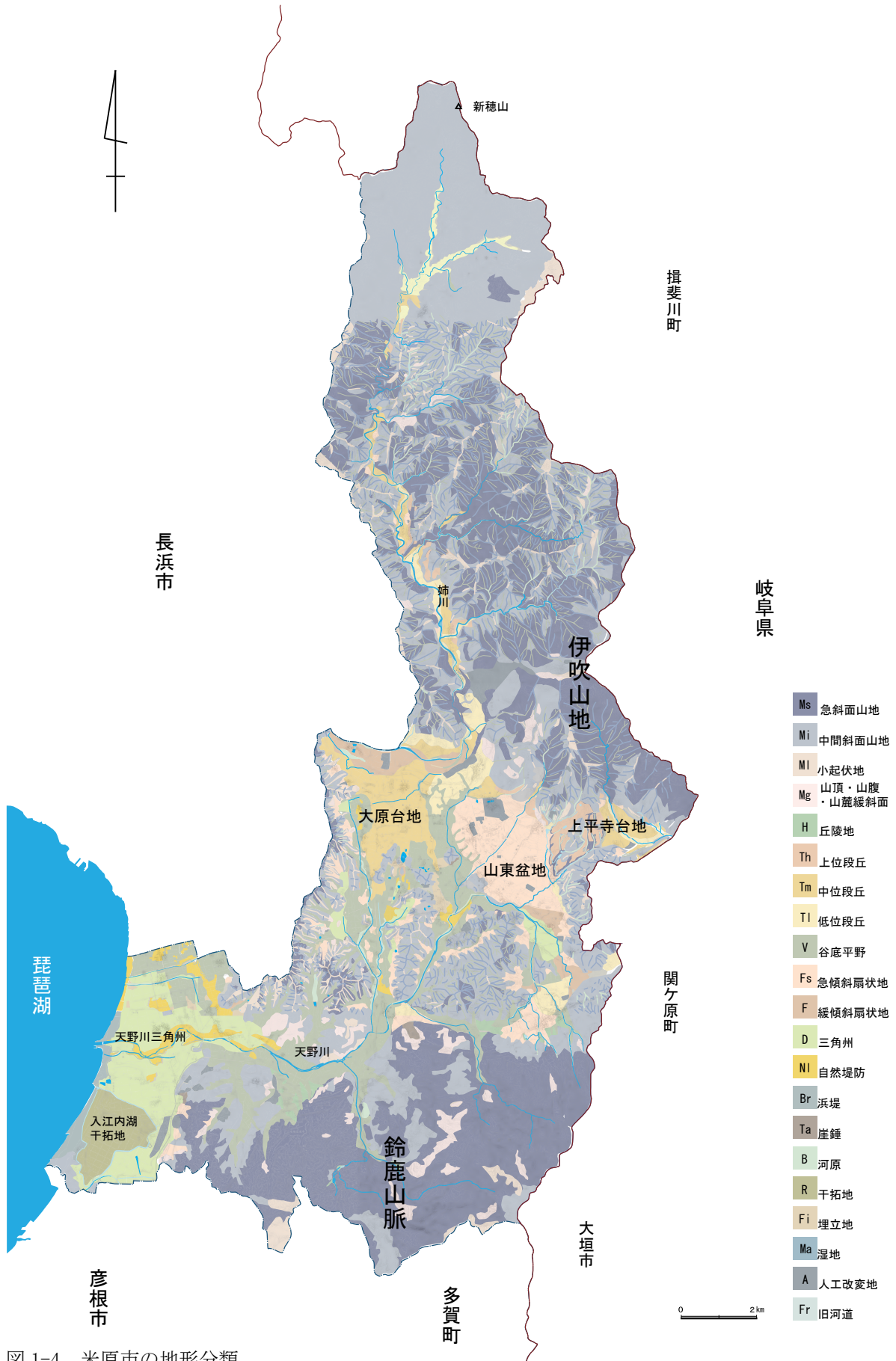


図 1-4 米原市の地形分類

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章



図 1-5 米原市周辺の地質

山東盆地は、地表付近を除くと粘土を含んだ砂礫層^{されきそう}で構成されている。姉川南岸部の地表部は、比較的粗粒の扇状地堆積物が大部分を占めている。天野川低地の東部は、主な河川に沿って段丘が発達し、その表面は砂礫層に覆われている。

姉川の源流となる甲津原^{こうづはら}には、花崗岩が分布し、曲谷付近から砂質粘板岩^{まがたに}となり、伊吹山とその山麓付近は石灰岩で構成されている。伊吹山地の東端は、砂岩で、山から広がる平野部の多くは、扇状地末端の砂、琵琶湖岸は山間から運ばれた扇状地の礫となっている。

山東山地の西側は、輝緑凝灰岩が分布し能登瀬付近からチャートとなり、堂谷付近が砂質粘板岩、清滝山付近はチャート、万願寺付近に石灰岩が少し見られる。特に石灰岩の分布は、伊吹山や霊仙山等北東部のみに見られ、石灰岩の山々から湧出する水は硬度がおおむね 100 前後の中硬水で、軟水が多い日本にあって、硬水地帯である。硬水の中でも伊吹山地の水は、霊仙山地の水よりもマグネシウムの含有量が多く、ナトリウムの含有量が少ない傾向がある。また、入江干拓地一帯は、粘板岩を基盤として、その上に古生層の岩石の風化物が堆積し、深さ約 70 ～ 80 m から水とともにメタンガスが噴出するのも特徴である。

(4) 気候

本市は日本海型気候であり、湖南地域と比較すると冬季は降雪が多くなる。冬季と夏季では風向きが異なる。冬季は若狭湾方面からの北西の季節風がよく吹き、伊吹山地で雨や雪が多くなる。夏季には伊勢湾方面からの南東風によって鈴鹿山脈で降水量が増える。

本市には県内最高峰の伊吹山があり、その高さや若狭湾方面からの季節風等も相まって、日本アルプスを彷彿とさせるほどの降雪に至ることがある。昭和2年(1927年)2月には、伊吹山山頂で 11m82 cm の積雪が記録されており、この積雪量は公式に測定された記録として世界一とされている。しかし、調査地点が異なるため単純な比較はできないが、近年 10 年単位の平均最深積雪量(観測点:米原)を見ると、平成 15 年(2003 年)から平成 24 年(2012 年)は約 49 cm、平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)は約 39 cm と最深積雪量の減少が読み取れる。



◆積雪時の伊吹山頂

(5) 現生動物

①哺乳類

市域で確認されている注目すべき哺乳類は、ツキノワグマとカモシカである。国指定特別天然記念物カモシカは、鈴鹿山脈、奥伊吹、国見峠、伊吹山、霊仙山等で生息を確認されているが、近年はニホンジカの異常繁殖から生息域が圧迫されている。更にニホンジカによる食害が多発しており、樹木や伊吹山頂の植物群落、伊吹山三合目のユウスゲ群落等が大きな被害を受けており、防護ネットを張るなどの対策を実施している。

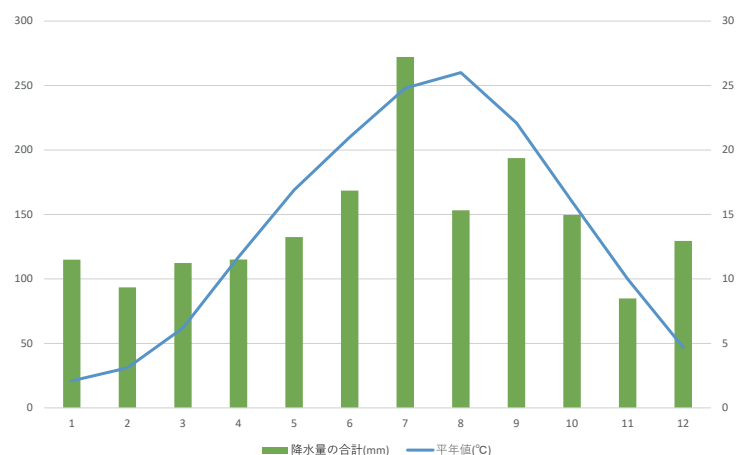


図 1-6 米原市の平均気温と降水量(気象庁データ)

②鳥類

伊吹山・霊仙山は、鳥類相が豊富で県内屈指の野鳥生息地である。また、天野川は中流に国指定特別天然記念物「長岡のゲンジボタルおよびその発生地」、国指定天然記念物「息長ゲンジボタル発生地」があり、環境保全に努力していることもあって水辺の野鳥も多い。更に琵琶湖岸および琵琶湖に近い入江干拓地は、琵琶湖全域が鳥獣保護区になっているため、飛来する水鳥が多い。三島池（池下）は、マガモの自然繁殖の南限地として、県指定天然記念物「三島池のカモ及びその生息地」に指定され、冬季を中心に多くのカモ類でにぎわう。

そのほかに『滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック 2020 年版－』（滋賀県）に掲載されているイヌワシが確認されている。

③魚類

市内を流れる主要河川である姉川水系と天野川水系の魚類は、姉川水系で魚類 14 種、甲殻類 3 種、天野川水系では魚類 21 種類が確認されている。姉川水系の上流域に生息するナガレモンイワナは、交雑種でないことで注目される。また、天野川水系の醒井地区を流れる地蔵川のハリヨは、滋賀県によって「地蔵川ハリヨ生息保護区」として平成 20 年（2008 年）に指定されている。国内では、岐阜・三重・滋賀の湧水地帯に分布するが、湧水地の減少とともに生息地が激減し、今では岐阜県西部と滋賀県東北部にのみ生息する。

④貝類

三島池には、カワニナ、マルドブガイ等が生息している。また、伊吹山は日本屈指の陸貝の生息地であり、伊吹山を標識産地



◆カモシカ（須藤一成氏提供）



◆イヌワシ（須藤一成氏提供）



◆ナガレモンイワナ（上）・イワナ（下）



◆ハリヨ

とする貝（ミカドギセル、ヤコビマイマイ、ヌノメニッポンマイマイ、イブキクロイワマイマイ等）も多い。

⑤両生類・爬虫類

姉川上流域には、カスミサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ等小型のサンショウウオが生息している。

⑥昆虫

鈴鹿山脈は、昆虫の種類が多く^{くれがはた}樽ヶ畑、^{かみにゅう}上丹生、^{しもにゅう}下丹生、^{しおり}枝折、^{ばんば}番場の山地や山麓は好観察地となっている。

伊吹山地は、その植生、気候条件の特殊性からチョウの宝庫といわれ、日本列島の分布上の南限とされる伊吹山地だけに生息する種等 108 種が記録されている。

市指定天然記念物の^{やまむろしづげん}山室湿原では、ハッチョウトンボ等 127 種が確認されているほか、稀少な種類の昆虫として、ギフチョウ、オオムラサキ、ウスバシロチョウ、タベサナエ、ムカシトンボが確認されている。

また、ホタルは、環境の生きた指標となっており、本市の恵まれた自然環境の象徴として前身の山東町蛍保護条例（平成 8 年（1996 年）山東町条例第 31 号）を引き継ぎ、米原市蛍保護条例（平成 19 年（2007 年）条例第 24 号）を制定して保全を図っている。条例では、天然記念物である 2 か所のゲンジボタル以外にヘイケボタル、ヒメボタル等、ホタルの成虫・幼虫とその餌となる生き物を対象として含んでおり、市内の河川 9 か所の保護区域を設定している。



◆ヒメボタル



◆ハッチョウトンボ

（6）現生植物

①伊吹山地と鈴鹿山脈の特徴

伊吹山地と鈴鹿山脈では、多様な植生を見ることができる。

伊吹山地の山頂付近は、高山的な気象条件になり、日本海から湿気が運ばれてくるため多雪となる。そのため、日本海側に分布する日本海要素の植物が多く生育する。日本海要



◆タキミチャメルソウ

素の植物として、伊吹山には、南西限の貴重種も多く、グンナイフウロ、エゾフウロ、ハクサンフウロ等が確認されている。

特筆すべき植物として、次の特産種が挙げられる。タキミチャルメルソウは、深山の溪流沿いなどの陰湿地に生える多年草である。イブキコゴメグサは、伊吹山が基準産地で、海拔 1,000 m 以上の日当たりのよい石灰岩の岩場に生育している。

ウスゲレイジンソウは、アズマレイジンソウの変種で、滋賀県内では、石灰岩地帯に主に生育している。霊仙山では、山頂付近の草原、^{うるしがたき}漆ヶ滝の谷斜面などあちらこちらに生育している。伊吹山には、イブキレイジンソウが特産種として生育している。

ヒロハノアマナは、樹木がまばらな林床や草原に生育する多年草で、日本固有種であり、霊仙山頂の山地草原に多数生育、伊吹山にもみられる。絶滅危惧Ⅱ類である。

また、石灰岩地帯に多い多年草であるフクジュソウは、霊仙山山頂に近い北西面のカルスト地帯に自生地があるが、近年激減している。『^{おうみさかたぐんし}近江坂田郡志』によれば、霊仙山の野生のものが皇室に献上されていた。

シダ植物は、^{さめがいようそんじょう}醒井養鱒場の水源地の谷間や^{さめがいきょうこく}国指定名勝の醒井峡谷、漆ヶ滝の谷等の溪流の水が豊富で湿気が高く、シダ植物の生育に適し、県内有数の繁殖地である。

②平野部から湖岸の植物

^{たわだ}多和田地区のかぶと山付近には石灰岩地質の影響によるアベマキ林がみられ、特殊な群落を形成している。また、市指定天然記念物の山室湿原では、サギソウやトキソウ等 62 科 169 種が確認されている。

天野川水系である丹生川の上流域にある醒井養鱒場は、県によってアカサルオガセ等が「醒井養鱒場サルオガセ類生育保護区」に設定されている。同水系の地蔵川には、日本固有種である梅花藻が生育している。



◆グンナイフウロ



◆イブキレイジンソウ



◆ヒロハノアマナ (富岡秀樹氏提供)



◆フクジュソウ (中村幸雄氏提供)

2. 社会的状況

(1) 人口推移

本市の人口は旧町が合併する前の昭和 35 年（1960 年）に 42,214 人であったが、それ以降は減少していく傾向があった。しかし、昭和 50 年（1975 年）に一旦は増加に転じるものの、平成 12 年（2000 年）の 41,251 人をピークに再び減少に転じ、平成 27 年（2015 年）に 4 万人を割り込み 38,719 人になった。現在の人口は 37,761 人（令和 5 年 1 月 1 日現在住民基本台帳による）で、19 年連続で減少している。

国立社会保障人口問題研究所によると 2045 年には 3 万人を割り込み 29,050 人と現在の 77% に減少すると見込まれている。ただし、人口の増減傾向は地域によって異なり、近江地域・山東地域は昭和 35 年（1960 年）以降、一旦は減少するものの、近江地域は昭和 55 年（1980 年）、山東地域は昭和 45 年（1970 年）以降は増加傾向にあった。しかし、近江地域は平成 27 年（2015 年）に、山東地域は平成 17 年（2005 年）から減少に転じている。一方で、伊吹地域、米原地域は一貫して減少傾向にある。

世帯数は昭和 35 年（1960 年）の 9,334 世帯に対し、平成 27 年（2015 年）には 13,236

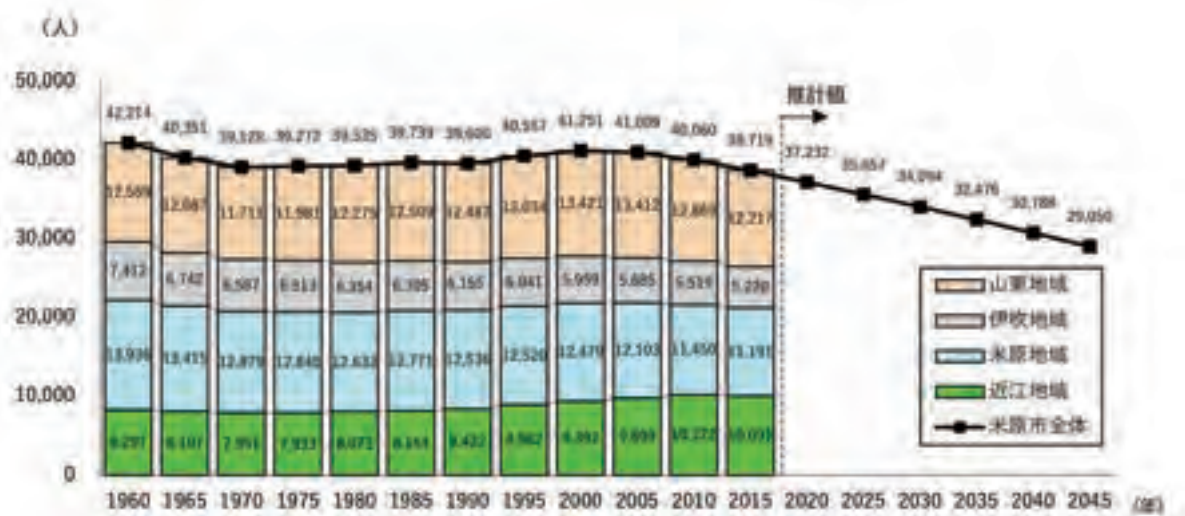


図 1-7 米原市の人口推移（『米原市人口ビジョン』2020 より）

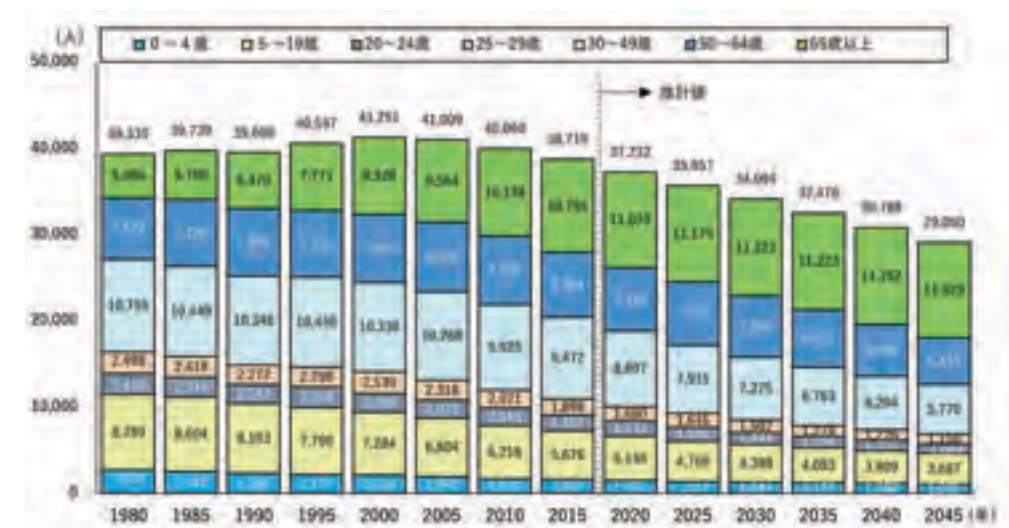


図 1-8 米原市の年齢区分別人口の構成（『米原市人口ビジョン』2020 より）

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

世帯へ増加している。これは人口の推移と考え合わせると、新興住宅地開発等に伴う比較的若い家族の新規参入の増加で、多世代が共に住む大家族から核家族化への流れとして理解できる。

（２）産業

国勢調査によれば、第1次産業（農業、林業、漁業）、第2次産業（鉱業、建設業、製造業）、第3次産業（卸売・小売・飲食業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、サービス業、公務）の比率は、この数十年間で大きく変化した。昭和50年（1975年）におけるその就業人数は、第1次産業5,442人（26%）、第2次産業7,187人（35%）、第3次産業8,119人（39%）だったが、平成27年（2015年）ではそれぞれ649人（3%）、6,681人（36%）、11,289人（61%）へと変化した。第3次産業が大きく増加したのに対し、第1次産業が著しく減少しており、農業、林業、漁業の担い手が大きく減じたことが指摘できる。

①第1次産業

市西部の平野部を中心とした米作や琵琶湖沿岸部での漁業、市東部山間部での畜産業・林業等が行われている。

農業では、営農組合の育成を通じた農地の集約や地理的表示保護制度（G I）[※]を活用した特産品の開発等を奨励し、伊吹そばが登録されている。

琵琶湖の水源である森林を健全な姿で未来に引き継ぐために、間伐等の森林整備や薪炭林の里山整備を計画的に進めている。それは、広葉樹を含む木材を生産し、その木材に建材、家具、エネルギー等、多様な価値を付加する地産地消や6次産業化の取組が試みられている。炭窯を使った伝統的な炭焼きの実践もその一環である。

②第2次産業

注目したい産業は、鉱業である。市東部にそびえる伊吹山は、上層部から西側山麓にかけて石灰岩層でできている。ここで産出する石灰（炭酸カルシウム）は、古くは漆喰塗りの原材料に用いる消石灰として寛文元年（1661年）頃には開発され、土を中和する肥料や漆喰の材料、染色、製鉄における触媒として用いられてきた。近代になると、コンクリート・セメント需要が急増したため、伊吹山の石灰岩は、大量に採掘されるようになり、昭和24年（1949年）には近江鉱業が弥高採鉱場を開き、昭和27年（1952年）には、大阪窯業セメント（現住友大阪セメント）伊吹工場が開かれた。大量採掘の結果は、伊吹山南西の山容が大きく変わるほどだった。現在も近江鉱業および滋賀鉱産が稼働している。

また、伝統産業として上丹生では豊富な森林資源を背景にした仏壇づくりがある。それに関わる木地師・宮殿師・彫刻師・塗師・金箔押師・蒔絵師・鍔金具師の全ての職人がそろっており、「木彫の里」と呼ばれ、その技術を生かし、欄間彫刻や家具、ガマガエル^{かざりかなぐ}の置物など、木彫り工芸品が作られている。そのほかに地域ブランドとして国産の絹を原料として使い、伝統的な製法で作られている近江真綿がある。最近では、地元で桑栽培を行い地元で養蚕



◆伊吹そば



◆もぐさのパッケージ

する試みが行われている。

③第3次産業

本市は、米原駅東口周辺について滋賀県の東の玄関口としてふさわしいにぎわいのあるまちづくりの拠点として整備を考えている。現在、米原駅東口まちづくり事業用地の活用に向けて、民間事業者の選定に向けた取組を進めている。また、自然と歴史文化に恵まれた地域であり、更には滋賀県で唯一の新幹線の停車駅かつJR線の結節点の米原駅があることなど、交通の便にも恵まれた地域であることから、これらの魅力ある観光資源を活用した取組を推進している。

『滋賀県観光入込客統計調査』によれば、令和元年（2019年）の米原市の観光入込客数は1,863,800人である。平成24年（2012年）以降の数字は若干の増減はあるものの、減少傾向だった平成23年（2011年）（観光入込客数：1,527,100人）までと比較すると増加傾向を示している。しかし、令和2年（2020年）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で大きく観光入込客を減らしている。その影響は「スポーツ・レクリエーション」目的の入込客で顕著である。

本市への観光目的を見てみると、「その他」（約44%）を除いて上位から、「都市型観光（買い物・食等）」が約18%、「スポーツ・レクリエーション」が約17%、「自然」が約14%と続き、「歴史・文化」は約5%となっている。また、近年のアウトドアブームから、キャンプ場に恵まれた当地を来訪する人々も過去5年と比較して増加傾向にある。ただし、全体として観光入込客数の増加は見てとれるものの、隣接する長浜市・彦根市と比較すると大きく下回る数字となっている。

近年の取組として、長浜市と連携した観光情報発信力の強化等を目的とする「長浜・米原・奥びわ湖を楽しむ観光情報サイト」の立ち上げや、滋賀県が推進する自転車による琵琶湖周遊である「ピワイチ」に対応した米原サイクルステーションの設置等、時代のニーズに沿った観光客誘致の強化を進めている。また、滋賀県と本市を含む10市が文化庁に申請した「琵琶湖と水辺の景観―祈りと暮らしの水遺産―」が平成27年（2015年）に「日本遺産」に認定された。それらを構成する三つのカテゴリーのうち、「水と暮ら

第 1 章 米原市の概要

表 1-1 令和元年米原市域の観光入り込み数（滋賀県観光入込客統計調査 R2 より）

	延観光入込数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日帰り	1,623,900	109,200	130,100	88,300	123,000	190,800	135,700	153,000	215,600	142,600	134,400	138,600	62,600
宿泊	239,900	13,500	11,100	19,800	20,300	21,500	16,900	20,800	35,400	20,200	20,500	23,900	16,000
計	1,863,800	122,700	141,200	108,100	143,300	212,300	152,600	173,800	251,000	162,800	154,900	162,500	78,600

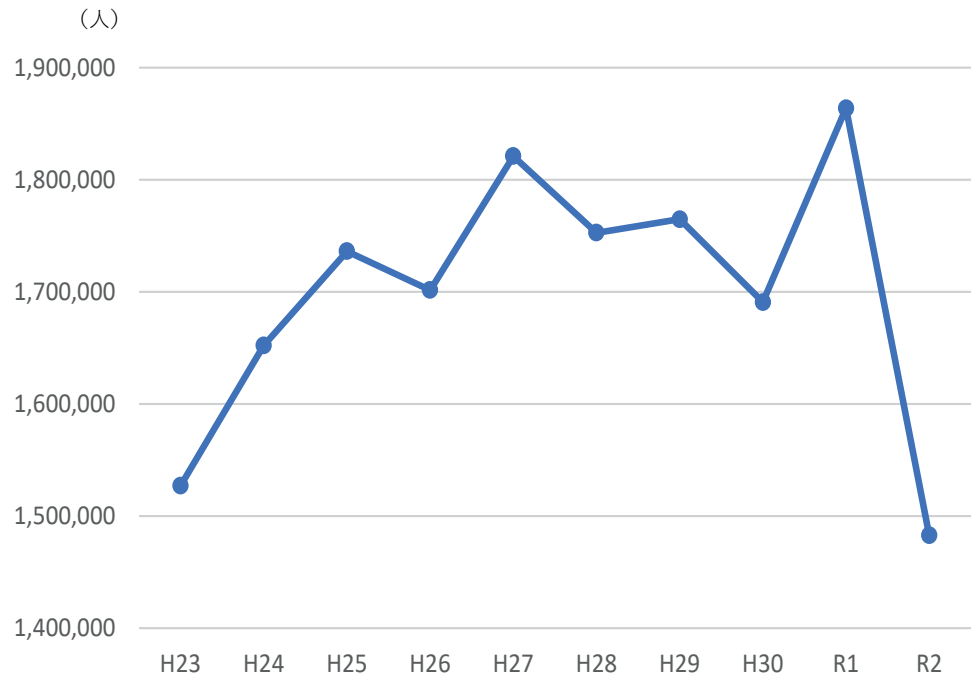


図 1-9 米原市の観光総入込数推移（滋賀県観光入込客統計調査 H23 ～ R2 より）

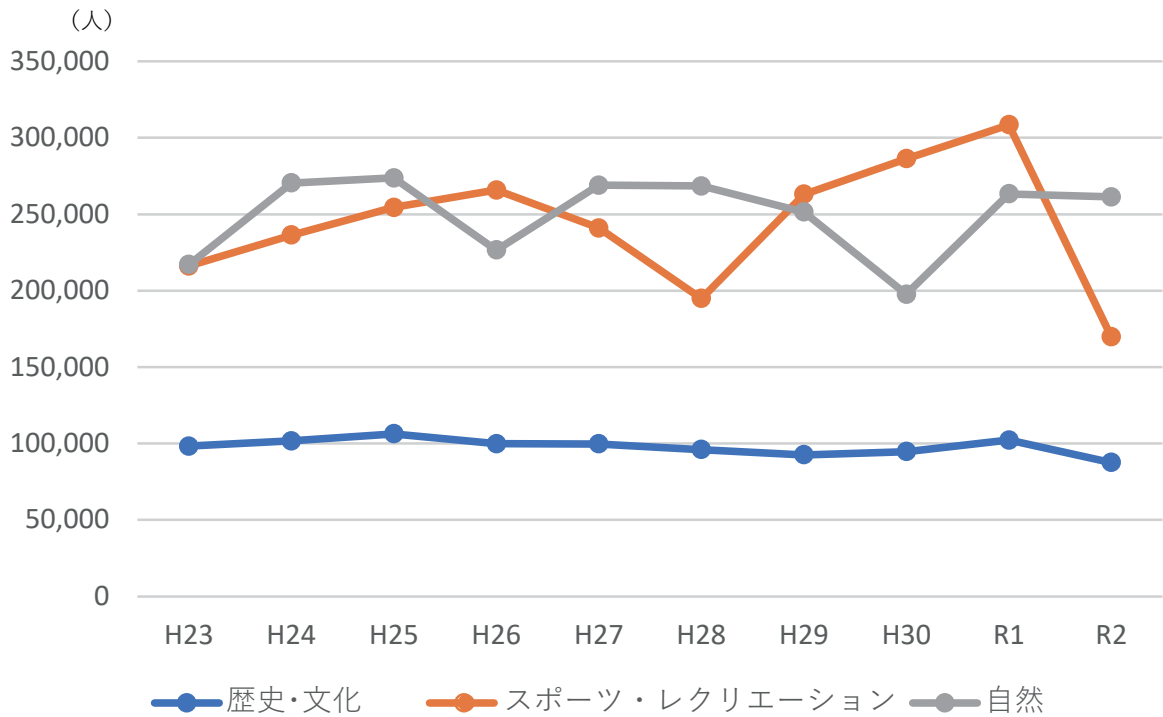


図 1-10 米原市の観光分野別入込数推移（滋賀県観光入込客統計調査 H23 ～ R2 より）

しの文化」に〈東草野の山村景観〉、^{ひがしくさの}「水と祈りの文化」に〈伊吹山西麓地域〉〈醒井宿〉^{あさひほうねんたいこどり}〈朝日豊年太鼓踊および伊吹山麓の太鼓踊と奉納神社〉、「琵琶湖の伝統漁法と食文化」が本市からの構成文化財となっている。

④その他

特産品としては、ビワマス、湖・川魚料理、^{ふなずし}鮎寿司のほか、令和元年（2019年）には地理的表示保護制度（GI）に登録された伊吹そばを代表として、みょうが、伊吹大根、赤かぶ漬物、伊吹牛乳、伊吹ハム、木彫刻、もぐさをはじめとする薬草等がある。また、ビワマスの養殖場として、上丹生の水質・水量・水温が適した湧水に恵まれた土地に造られ、優れた休養と教育施設として「東洋一の養鱒場」と称される滋賀県水産試験場附属醒井養鱒場がある。

このうち特徴的なのは薬草類である。伊吹山は、古くから薬草の宝庫であり、ヨモギ、トウキ、センキュウは「伊吹三大薬草」として知られていた。加えて周辺の山麓ではそのほか多くの植物も生産され、これらを配合した「伊吹百草」は、百草茶や入浴剤等として広く販売されていた。

お灸で用いられるもぐさに関しては、平安時代中期には伊吹山が産地として知られており、『後拾遺集』の藤原実方による歌の中にもその名が登場している。江戸時代後期には、柏原の商人^{かめやさきょう}亀屋佐京が江戸吉原にて「江州柏原、伊吹山の麓の亀屋佐京の切り^{もぐさ}艾」という歌を教え込み、その宣伝効果によって伊吹艾の名が全国に広まったとされている。

（3）交通機関

市の中心となる駅は、JR米原駅である。東海道新幹線の停車駅であり、新幹線「ひかり」を利用した場合、新大阪から35分、名古屋から30分という好立地にある。

また、東海道本線と北陸本線が分岐する在来線の駅でもあり、隣接して近江鉄道の米原駅も設けられており、鉄道交通の拠点となっている。JR東海道本線の駅としては、米原駅から大垣方面に醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅が設けられている。北陸本線（琵琶湖線）の駅としては、米原駅から長浜方面に坂田駅が設けられている。

鉄道以外の公共交通機関としては、湖国バスのほか、米原市乗合タクシー「まいちゃん号」（予約運行制）がある。高速道路は、名神高速道路、北陸自動車道が通っており、米原インターチェンジが立地している。一般国道としては国道8号、国道21号、国道365号があり、主要県道として2号^{おおつのとがわながはま}大津能登川長浜線（さざなみ街道、湖岸道路）、17号^{たがさめがい}多賀醒井線、19号^{さんとういつしき}山東一色線、40号^{さんとうもとす}山東本巣線も通っており、自動車利用においても交通の要衝となっている。道の駅としては、「近江母の郷」「伊吹の里 旬彩の森」が整備され、滋賀県を代表する名山の一つである伊吹山にはドライ



◆伊吹山ドライブウェイ

ブウェイが有料道路として整えられている。

(4) 東西文化の境界

本市は、岐阜県不破郡関ヶ原町、大垣市、および揖斐郡揖斐川町と接していることから、地域としては近畿地方に属す一方、食文化や言語等の面で、東海地方の影響が見られる。食文化では、出汁や餅、言葉では方言やアクセント、文化では「踊り」の面で、東西文化の交わりが見られる。このことは、本市域が古くから街道や山道を介して、東日本、主として岐阜県の文化圏との交流があったことによる。以上から、本市は地理的のみならず、日本の東西文化の境界に位置しているという特徴がある(参考『東西文化の調査報告書(抜粋)』平成28年(2016年)、岐阜県関ヶ原町)。

3. 歴史的背景

(1) 先史時代

①旧石器時代

本市では、旧石器時代(1万6千年から2万年前)の遺物が若干ではあるものの出土が確認されている。筑摩佃遺跡(朝妻筑摩)の包含層からは、サヌカイト製の国府型ナイフ、立花遺跡(中多良)の包含層からは、チャート製の搔器が出土している。両遺跡ともに琵琶湖畔近くに所在している。また、伊吹山麓の上野でも木の葉型尖頭器と呼ばれる無茎の石器が発見されている。これらの遺物は市内最古級のものであり、当地のあけぼのを知る上で貴重な資料となっている。

②縄文時代

縄文時代の早期から晩期にかけての遺跡が発見されている。その立地については、入江内湖遺跡(入江)、筑摩佃遺跡、磯山城遺跡(磯)等をはじめとした琵琶湖畔近くに立地するものがある一方で、起し又遺跡(曲谷)や番の面遺跡(梓河内・柏原)等、伊吹山・霊仙山の山間・山麓部に立地する遺跡も確認されている。

磯山城遺跡は、縄文時代早期の人骨2体が、埋葬当時のままという非常に良好な状態で発見された。同じく湖畔に立地する入江内湖遺跡では、5艘の丸木舟が出土している。

天野川下流、琵琶湖畔近くに立地する筑摩佃遺跡では、頭部が皿状を呈するタイプの河童形土偶と呼ばれている市指定考古資料の土偶が出土している。この土偶は、東日本、とりわけ北陸地方から中部山岳地方に集中して出土しており、北陸地



◆磯山城遺跡(磯)出土人骨



◆筑摩佃遺跡(朝妻筑摩)出土河童形土偶

方からの搬入品であることが指摘されている。

番の面遺跡は、昭和30年（1955年）の発掘調査において近畿地方で初めて縄文時代の竪穴建物が発見されたことから市史跡に指定されている。起し又遺跡は姉川上流域の谷間の斜面に所在し、縄文時代中期の竪穴建物で構成された集落である。出土した石器の構成から、ドングリやクリ等の山の幸や、眼下を流れる川での漁撈等で川の幸を獲得して生活を営んでいたと考えられている。

③弥生時代

弥生時代の前期段階は、琵琶湖に近い低地に集落が展開する傾向を見ることができる。この時代に本格化する稲作において、水の得やすい低湿地が田地として選択された結果と言えるだろう。

当該期における最も古いムラの一つに、上多良、中多良に所在する立花遺跡が挙げられる。弥生時代前期の土器が出土しており、滋賀県東北部における最古の土器としても知られている。また、当該時期に集落内で玉造りが行われていたことも確認されている。玉造りの原料となった碧玉や緑色凝灰岩は、近江では産出しないため、主に北陸から入手したものと考えられ、当遺跡における石材は佐渡島産のものであることが判明している。

天野川中流域北側に位置する法勝寺遺跡（高溝）では、弥生時代中期から後期にかけての方形周溝墓群が発見されている。墓域の出現期である中期中頃では、家族墓の様相を呈していたが、その後、中期後半にはその規模において顕著な格差が見られるようになる。更に、後期後葉段階には、方形周溝墓群の中に前方後方型周溝墓が築造されることなどから、地域における有力者が出現したと考えられる。

④古墳時代

i) 息長氏と古墳

古墳時代の象徴である古墳は、県指定史跡山津照神社古墳（能登瀬）、市指定史跡王子古墳（柏原）、下丹生古墳（下丹生）、陵墓治定地として息長広姫陵古墳（村居田）等があ



◆法勝寺遺跡（高溝）の方形周溝墓



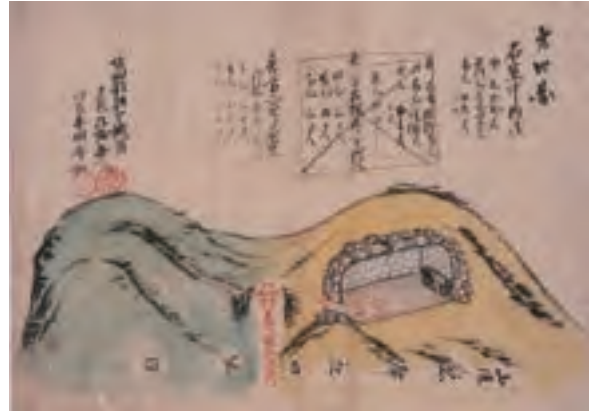
◆息長広姫陵古墳（村居田）



◆下丹生古墳（下丹生）の石室

る。それに加えて、姉川や天野川流域、琵琶湖畔の丘陵部等に数多くの群集墳が築かれている。

姉川上流域左岸に所在する息長広姫陵古墳は、元禄9年（1696年）の光運寺本堂改築の際に石槨と石棺が発見され、加えて『延喜諸陵式』の記載内容から、敏達天皇の皇后である息長広姫の陵墓に比定された。広姫は、息長真手王の娘であり、孫は後の舒明天皇である。ただし、考古学的見地からは、この陵墓が広姫の時代とは異なることが指摘されている。



◆山津照神社古墳（能登瀬）絵図

下丹生古墳は、丹生川上流域の下丹生に所在する6世紀後半の円墳である。下丹生古墳の被葬者は、奈良時代に都で絵師として活躍した息長氏一族の「息長丹生真人」に関係する人物の墳墓と考えられている。

横山丘陵南端の尾根上に築かれた山津照神社古墳は、6世紀前半の前方後円墳である。明治15年（1882年）に社殿の移築に伴う境内の拡張工事が行われた際に、後円部に設けられた横穴式石室が発見された。神社には当時の詳しい経緯と古墳や出土品の絵図が残されており、石室は、「二重ノ石室 御棺奉鎮ノ所」と記されている。更に、石室内には、副葬品として銅鏡や金銅製冠、刀等、被葬者の圧倒的権威を示す遺物が多数出土しており、古墳、遺物ともに県指定の文化財となっている。被葬者の特定はなされていないが、当地における首長クラスの人物が埋葬されたことには違いなく、一大勢力を誇った息長氏との関連も想定されるものである。

ii) ヤマトタケル伝説と伊吹山

本市はヤマトタケル伝承をはじめとして、いくつかの神話の舞台となっている。それは、霊峰伊吹山の存在が大きく影響している。

ヤマトタケルは、景行天皇の子である。タケルの能力を恐れた父である景行天皇は、彼を遠ざけるため、各地の首長の征討、荒ぶる神々の平定を命じた。その道中、伊吹の神を討ちに行く際に、草薙剣を妻のミヤヅヒメの元に預けて出かけてしまうが、神が起こした「大氷雨」によって敗北を喫してしまう。山を下り、玉倉部の清泉を飲むことでなんとか



◆伊吹山頂のヤマトタケル像



◆醒井のヤマトタケル像

正気を取り戻し、伊勢の叔母ヤマトヒメの元へ向かうも、伊勢の三重から能^{※のぼの}煩野に至ったところで力尽き死んでしまう。

このエピソードは、のちに熱田神宮の神宝となる草薙剣の神威を示すものであるとともに、伊吹山の自然を前にした人間の力の圧倒的な無力さを表したものと考えられる。

玉倉部の清泉の所在について有力なものおおしみずは、本市の醒井、大清水、柏原、岐阜県不破郡関ヶ原町玉等があり、滋賀県においては、いずれも本市域に比定されており、当地がまさに悲劇的な神話のクライマックスの地と言っても過言ではないだろう。このため市内には、「居醒いさめの清水」やヤマトタケルの腰掛石こしかけいし、鞍懸石くらかけいし、ヤマトタケルを祀る磯崎神社等、ヤマトタケル伝説が色濃く残っている。



図 1-11 壬申の乱の進軍ルート

（2）古代

①飛鳥時代

当地が東国との陸上交通の結節点であり、湖上交通の要衝であったことを示す歴史上の出来事が、古代史上最大の内乱ともいわれた壬申^{じんしん}の乱である。市域も激戦の舞台となった。

『日本書紀』によると、大友皇子が美濃・尾張で密かに募兵を行っていることを知った大海人皇子は672年6月に吉野を脱出し、伊賀から伊勢、美濃国不破に至り、不破の道を封鎖する。そして大海人皇子は、野上(岐阜県不破郡関ケ原町)に行宮あんぐうを設けて本営とする。大友側は犬上川のほとりに軍営を設けて攻撃の機会をうかがった。7月2日に大海人軍は軍勢を分け、一方を伊勢から大和に向かわせ、もう一方を不破から大津宮を目指した。大海人側の拠点であった「玉倉部邑」が大友側の精兵に急襲されるも、大海人側の出雲臣いずものおみ狛によって撃退される。その後、後者の軍勢は、同月7日に「息長横河」(米原市)で大友軍を打ち破ったのを皮切りに、「鳥籠山」(彦根市)、「安河浜」(野洲市)での戦いを制し、22日には琵琶湖の南端、勢多橋での最後の決戦にて勝利を掴むことになるのである。

これらの激戦の舞台となった地点のうち、「息長横河」については、のちに東山道の「息長横川駅」が設置されることから、「馬屋ノ谷」等の小字名を残す梓河内説や醒井説がある。

②奈良時代～平安時代

i) 東山道と朝妻湊

市域は、近江国 12 郡のうち坂田郡および浅井郡あざいに属し、官道として東山道が通過して

いる。

横山丘陵の斜面地で発見された菅江遺跡^{すえ}（菅江）は、8世紀中頃を中心とする須恵器窯跡である。そして窯が造られた丘陵の麓、天野川へ注ぐ黒田川沿いには、8世紀後半代を中心とする多数の掘立柱建物に加えて、四脚門^{しきやくもん}や道路状遺構等^{きたがたたなか}が見つかった北方田中遺跡（北方）がある。木簡等の出土遺物の様相^{かんが}からも官衙的要素が推察され、横山丘陵に展開する生産遺跡を管轄した拠点集落と想定されている。横山丘陵で生産された製品は、この拠点を通して、黒田川、天野川、そして東山道を経て、各地へと運搬されたのだろう。

市域は陸路の要衝のみでなく、湖上交通の拠点でもあった。その様子は『万葉集』でも詠われており、かつての琵琶湖畔には「近江海^{おうみのうみ} 八十之湊^{やそのみなと}尔」、^{とまりやそあり}「近江之海泊八十有」等とあり、つまり湖畔には八十（多数）の港が存在していたことが想起される。

永延2年（988年）の『尾張国郡司百姓等解文^{おわりのくにぐんじひやくしやうらのげぶん}』の記録には、当地に「朝妻湊^{あさつまみなと}」が存在したことが記載されており、尾張から京へ物資を運搬する際に経由したと記載されている。その湊は、天野川河口付近にあったと想定されている。また、『類聚三代格^{るいじゅうさんだいきやく}』における延暦19年（800年）の太政官符^{だじやうかんぷ}には、当地に「筑摩御厨^{ちくまのみくりや}」があったことが記載されている。天皇家や有力貴族に神饌を献上するための所領である御厨の所在については、入江内湖と琵琶湖の間に形成された砂州上に立地する筑摩御厨跡遺跡（朝妻筑摩）が想定されている。

このように、東山道を擁し、更には湖上交通の拠点でもあった当地は、都と東国、そして北陸方面からも人々の往来が盛んで貴族の日記や紀行文にもしばしば登場することとなる。

ii) 霊峰伊吹と山岳寺院

本市の象徴でもある伊吹山は、古来から霊峰として崇敬され、大自然が織りなす厳しい環境^{※しゅげんどう}は、修験道^{しゆげんどう}における修行の場となった。平安時代には山中に仏教寺院が展開するようになり、『日本三代実録』の元慶2年（878年）の条に、僧三修^{さんしゅう}の働きかけで伊吹山護国寺は、国家による保護と統制下におかれる定額寺^{じやうがくじ}に列することになったという記述がある。この三修は護国寺の中興の祖として知られ、伊吹山護国寺が中心となり、のちに伊吹四護国寺として発展していく。その伊吹四護国寺とは、観音護国寺、弥高護国寺、太平護国寺、長尾護国寺の四か寺のことである。寺跡は、弥高寺跡が伊吹山頂から南に張り出す尾根上の標高約700m付近に所在し、弥高百坊とも呼称されている。同様に、長尾寺についても、尾根を削平して形成された多数^{ぼうあと}の坊跡が確認されている。



◆菅江遺跡（菅江）出土須恵器



◆朝妻湊石碑（朝妻筑摩）

(3) 中世～近代・現代

①鎌倉時代

市域内には、東山道、北国道、北国道と東山道とを結ぶ北国脇往還等の主要道と、琵琶湖水運の要衝である朝妻湊が存在し、そのために中世の動乱の渦中に置かれることとなる。

伊吹山麓を通る北国脇往還の起源については分からない。しかし、後に鎌倉幕府を開く源頼朝が平治の乱の際に伊吹山麓を経て東国に逃れようとするも捕えられ、京都へ送還される。この時に頼朝が通った伊吹山麓は、後の北国脇往還と見ることもできる。源頼朝は鎌倉幕府を開くと、近江源氏の佐々木定綱を近江守護に任命した。後に佐々木氏は分家し、大原氏、高島氏、京極氏、六角氏を名乗り、中世を代表する武家となっていく。京極家初代の氏信は、歴代京極家の墓所となった清瀧寺（徳源院）を開いた。鎌倉時代末期には、京極高氏（佐々木道誉）が足利尊氏とともに六波羅探題を攻撃、北条仲時を番場で自刃させた。仲時の主従の墓が蓮華寺に残る。

佐々木氏の支配がおよぶ以前は柏原庄地頭の柏原弥三郎がいたが、佐々木信綱に討たれた。柏原弥三郎は、伊吹山麓に広がる柏原荘の開発領主で、伊吹山麓には弥三郎伝説がいくつか残っている。いずれも怪物的な存在として、あるいは開発の一翼を担った者として語られている。佐々木氏は、このような在地の開発領主を討伐し、支配を強化していった。

②南北朝～室町時代（戦国時代）

鎌倉幕府滅亡後、政治は、再び朝廷によって行われる。後醍醐天皇の建武の新政である。この建武の新政に対して、多くの武士が不満を抱き、武士の総大将であった足利尊氏は京都で光明天皇を擁立、一方、後醍醐天皇は京都を脱出し、大和国吉野に宮を構えた。二つの地で朝廷が存在する南北朝の騒乱の始まりである。京極高氏（道誉）は、南北朝の騒乱以前から伊吹山中腹の太平寺にいた守良親王を奉じていた。その太平寺は、南北朝期に南朝側の一拠点として城塞化されたようである。のちに高氏は、京極氏として初めて一国守護（若狭国）に任ぜられ、建武6年（1338年）には近江守護に任命された。以降、飛騨、出雲、隠岐の三か国の守護職にも就き、室町幕府を支える有力者として、京極氏の繁栄の礎を築いた。

応仁の乱では、在地領主たちは北近江の京極氏、南近江の六角氏に従い、近江の覇権争いに加わることになる。この時期に伊吹山南東山麓の上平寺は城塞化し、京極氏の本城と



◆清瀧寺京極家墓所（清瀧）



◆蓮華寺と北条仲時主従の墓（番場）

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

なり、北近江を掌握する拠点となる。この頃は主に六角氏が近江守護で、京極氏との対立や京極家内の家督争いなどにより地域が不安定化する。京極氏は、家臣である浅井氏が台頭することとなり、力を失っていく。太尾山城（米原）・鎌刃城（番場）は、近江の内乱期に近江南北の両勢力が衝突する最前線に築かれ、攻防戦が繰り返された。また、山岳信仰を基とする寺院も動乱に呼応するように城塞化していく。そして戦国時代の北近江の騒乱は、美濃の織田信長を交えて、より一層激しくなっていく。

浅井長政と織田信長が衝突した姉川の合戦後、北近江の武士たちは分裂した。浅井氏は真宗勢力と連携するものの、一方の信長は小谷城下から天野川まで流域の陸路・水運を押さえ、最終的に小谷城で浅井氏を滅ぼし、北近江を掌握することとなる。信長は北近江掌握の拠点を山手にあった小谷城から湖岸部に位置する長浜城に移し、有力家臣であった羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が入城した。これらのことから北近江勢力の生命線が、街道・水運であったことを物語っている。

本能寺の変後、北近江の支配は豊臣秀吉の有力家臣であった石田三成が行ったが、関ヶ原の合戦で徳川家康率いる東軍に敗北し、結果、長きにわたる動乱は終結することとなる。

③江戸時代

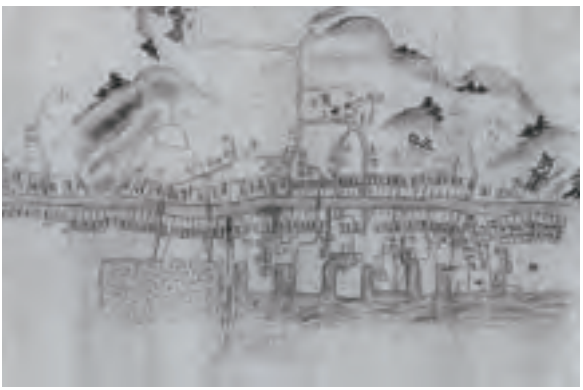
江戸時代に至り、市域の大半は彦根藩に属したが、幕府領や旗本領、宮川藩（長浜市）、郡山藩（奈良県郡山市）、浜松藩（のち山形藩）等、他藩に属した地域もある。市域を通過する東山道は、中山道として整備され、柏原宿・醒井宿・番場宿等の宿場が整備され、多くの人が行き交った。また、伊吹山麓の北国脇往還には藤川宿・春照宿、北国街道に米原宿があり、賑わった。琵琶湖の水運で



◆太尾山城跡（米原）検出礎石建物



◆鎌刃城跡（番場）検出主郭虎口



◆米原湊絵図(滋賀大学経済学部附属史料館蔵)



◆石切り場跡（曲谷）

は、彦根藩が米原湊を開き、長浜湊・米原湊・松原湊を彦根三湊として保護・育成したことで、これら湊の所属船は、※おおつひやくそうせん大津百艘船に匹敵するほどの力を得た。一方、彦根藩が三湊を保護したことで、古代から琵琶湖水運の要であった朝妻湊は衰退していった。

産業について見てみると、当時の基幹産業である農業は水争いが絶えなかった。これは山東盆地を始めとして頻繁に渇水が起こる上、もともと水掛かりが悪いことが原因であった。その一方で、農業以外では多様な在り方が見て取れる。湖岸域は漁業、米原・番場・醒井・柏原等の湊町や宿場では、職人や商人を始めとして商工業に従事する者もいた。更に農業と兼業の形で^{※まわた}真綿製造業や薬草業、石灰産業、石臼産業等が盛んであったことも分かっている。例えば、石灰産業では享保19年(1734年)にまとめられた『近江輿地志略』に、小泉村の石灰が「真の石灰」との記述が見られ、良質の石灰がとれていたことが分かっている。この頃には「^{ほんざんせつかい}本山石灰」のブランドが確立していたようである。

④明治時代以降

i) 廃藩置県から現在の姿へ

市域の大半は江戸時代には彦根藩に属していたが、明治4年(1871年)の^{はいはんちけん}廃藩置県で彦根県となった。5か月後には廃止され、明治5年(1872年)2月に長浜県、4か月後には再び彦根に移され、^{いぬかみ}犬上県と改称した。更に、同年9月には犬上県は廃止され、大津県を前身とする滋賀県と合併した。

明治22年(1889年)には町村制が敷かれ、周囲の村を統合しながら旧町が発足し、その後の現在の本市に至る(図1-12・参考資料表15)。

ii) 交通網の近代化

明治になると琵琶湖には蒸気船が就航するようになり、湖上交通の様相が大きく変わった。日本初の湖上汽船は明治2年(1869年)に完成した一番丸で大津―^{かいづ}海津間を結んだ。これに触発され、明治3年(1870年)に米原湊にも^{こんきまる}金亀丸が導入され、米原―大津間を蒸気船が就航することとなる。この流れの中で、東国から物資輸送の利便性を高めるために天野川通船路の整備が行われた。既に江戸時代の段階において柏原から天野川を利用し、河口部までの通船路の開拓が計画されていた。明治時代に入り、世継と醒井を結ぶ通船路の工事が行われ、明治12年(1879年)に完成した。しかし、鉄道網の整備によって通船路の物資輸送の地位が低下し、明治24年(1891年)に廃止された。

明治政府にとって東京―京都間の鉄道建設は悲願であった。紆余曲折の後、先行して関ヶ原―長浜間の開通と春照駅が建設された。その後、明治21年(1888年)に政府が大津―長浜、米原―^{ふかたに}深谷間の建設を承認し、明治22年(1889年)に新橋―神戸間が全線開業することとなった。このことで長浜―関ヶ原間のうち深谷線(春照―長浜間)が廃止され、近江長岡駅が設置されることとなった。これにより鉄道のまちとしての米原が誕生した。以降の北陸線の延伸、近江鉄道の開通によって、鉄道のまちとして機能が強化されていくこととなる。

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

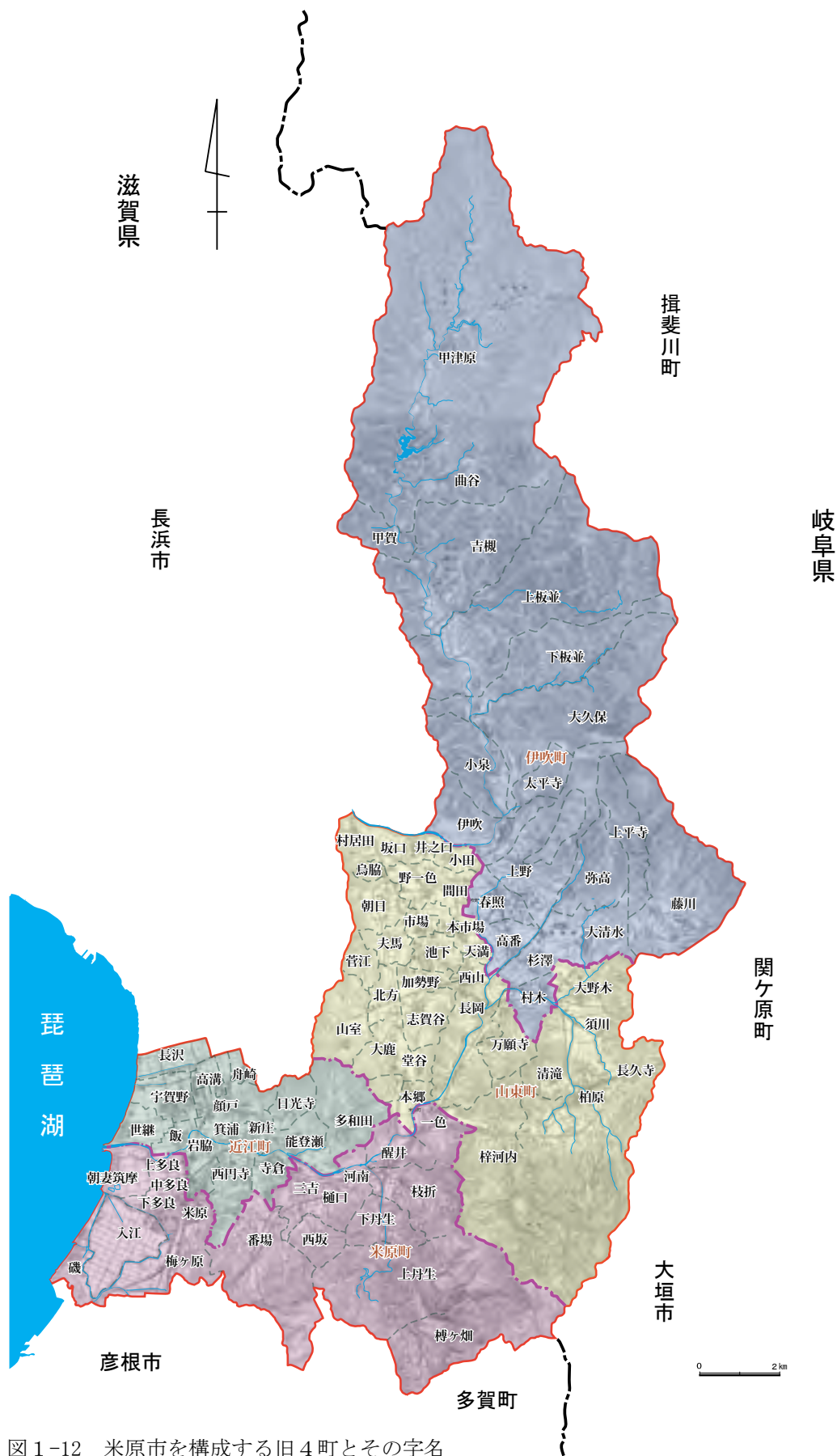


図1-12 米原市を構成する旧4町とその字名



◆米原駅古写真（戦前）



◆セメント工場全景

iii) 豊かな自然と産業振興

このような交通網の整備、そして豊かな自然は、本市の産業を支える基盤であった。例えば製糸業が挙げられる。良質な水と養蚕業が盛んであったことから下丹生に製糸場が設置された。後の近江住友製糸場である。また、自然を生かした伊吹山の薬草、植物の刈り取りによる堆肥、牛馬への飼料がある。その中でも、江戸時代にブランド品として名を馳せた石灰産業は、戦後に再び脚光を浴びることとなる。その契機は、大阪窯業セメントの誘致である。セメント原料の石灰の採掘を大阪窯業セメント（現住友大阪セメント）が昭和27年(1952年)から操業を開始し、高度経済成長期の日本を支えた。平成15年(2003年)にセメント生産は停止されたが、現在でも住友大阪セメント伊吹工場跡地や、運搬用の鉄道線路跡、採石場から麓まで石を運ぶ長大なベルトコンベアが残されている。なお、現在は滋賀鉱産株式会社が伊吹山における石灰石採掘事業を継承し、採石を運搬するため、今もベルトコンベアを使用している。

伊吹山の石灰採掘は、地域の経済的な発展のみならず、日本の経済と暮らしを支えた。しかし、これと引き換えに、荒ぶる神がいると恐れられた山の姿を大きく変えることとなった負の側面を忘れてはならないだろう。

(4) 災害史（参考資料表 16）

市域における災害史を概観すると、地域の特徴が顕著^{けんちよ}に現れている。前近代においては、水不足に端を発する干ばつ、火災が目立つ。干ばつが目立つ理由としては、藩等への年貢の減免措置や見舞金等の要望の文書に記録されて残っており、把握しやすいこともあるが、他の地域と比較しても水不足が地域の課題であったことは大きな要因となっている。そして、民俗文化財の観点からすると、この干ばつに見舞われることの多かった地域であることが、雨乞いに関する祭りが地域に多く残る遠因となっている。火災は、かや葺き屋根の建物が密集して建っていた集落の在り方が大きく影響しており、一度火災が発生すると村の大半が焼けてしまうことも珍しくなかったようである。しかし、近代以降は、干ばつはかんがい用水の整備等で、火災は瓦葺の建物の普及や防災体制の充実で徐々に緩和されていった。

一方で、近代から現在までで目立っているのは、台風を始めとした豪雨・暴風雨災害、



◆伊勢湾台風の被害状況（上野）



◆五六豪雪（上野）

大雪である。市域は、姉川と天野川に挟まれるような地理的な特徴もあり、ひとたび堤防の決壊となれば甚大な被害に見舞われる。また、山間部が多いことから土砂災害の危険地域が多く、近年多発する短時間の豪雨による災害の危険性が高まっている。また、台風のような暴風雨においては、寺社の周辺地域に残る巨木等が倒壊する危険も想定され、文化財の毀損のリスクが高まっている。

公的な観測地点で最も深く雪が積もった世界記録は、昭和 2 年（1927 年）2 月 14 日に伊吹山測候所^{そっこうじょ}で観測した 11m82 cm である。これは若狭湾から滋賀県に流れ込む雪雲の勢力があまり衰えずに発達したまま伊吹山等にぶつかり、大雪をもたらすという地域的な要因が大きい。そして昭和 56 年（1981 年）1 月 23 日に余呉町中河内（現長浜市）で 6m55 cm の積雪を記録する通称「五六豪雪」に見舞われている。この時は山東地域で死者 5 人、負傷者 91 人、全壊 14 戸、半壊 65 戸、一部損壊 4,112 戸を数え、松尾寺本堂^{まつおじ}（上丹生）が倒壊、正光寺^{しょうこうじ}（村木）が半壊した。また、甲津原では 62 世帯が孤立し、小泉地先の県道で雪崩^{こいずみ}が発生し、自動車 22 台 66 人を救助する事態となった。近年では温暖化の影響もあり積雪量が減少しているものの、大雪による建物や樹木の倒壊の危険性は依然として続いている。

第2章 米原市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財の概要

本市の指定等文化財は、令和5年（2023年）3月現在で158件である。その内容は、国指定・選択・選定が24件、国登録が7件、県指定・選択が32件、市指定が95件となる。また類型別で見ると、有形文化財が107件（うち国指定11件は全て重要文化財）と最も多く、次いで記念物が30件、民俗文化財が20件となる。

地域（旧町域）別の指定等文化財の所在状況をみると、山東地域が60件と最も多く、次いで米原地域（44件）、伊吹地域（34件）、近江地域（20件）となり、全ての地域で指定等文化財が所在している。

記念物や民俗文化財、文化的景観を除いた時代区分でみると、中世の文化財が64件あり、全体の指定等文化財件数のうちおよそ40%を占めている。次いで近世（30件）、古代（19件）と続く。

文化財の指定傾向として、中世・近世を中心としつつ、全地域で各時代の文化財が1点以上指定されており、近代以降の文化財も指定等が行われている。

（1）有形文化財

①建造物

有形文化財のうち、建造物は中世から近世にかけての社寺建築や石造物、および近代以降の民家建築を主として23件が指定、登録されている。

社寺建築は、近世中期に建立された五間堂の重要文化財「※観音寺本堂かんのんじ」や、県内でも現

表 2-1 指定等文化財件数

種類	分類	国				県		市	総計
		指定	選択	選定	登録	指定	選択	指定	
有形文化財		11			7	19		70	107
	建造物	2			7	3		11	23
	美術工芸品	9			—	16		59	84
	絵画	3			—	5		7	15
	彫刻	2			—	3		29	34
	工芸品	3			—	2		11	16
	書跡等	1			—	4		5	10
	考古資料	—			—	1		4	5
	歴史資料	—			—	1		3	4
無形文化財		—	—	—	—	—	—	—	—
民俗文化財		—	1	—	—	1	7	11	20
	有形の民俗文化財	—	—	—	—	1	—	6	7
	無形の民俗文化財	—	1	—	—	—	7	5	13
記念物		11				5		14	30
	遺跡	4				2		7	13
	名勝地	3				2		—	5
	動物、植物、地質鉱物	4				1		7	12
文化的景観				1					1
伝統的建造物群				—					—
総計		22	1	1	7	25	7	95	158
		24				32			

—：該当なし 網掛け：対象外 （国指定有形文化財は全て重要文化財）

表 2-2 指定等文化財件数（時期別）

時代区分	地域				総計
	山東	伊吹	米原	近江	
原始	3	—	3	2	8
古代	8	4	3	4	19
中世	22	15	21	6	64
近世	9	8	9	4	30
近代以降	4	1	2	1	8
時代を定めず（記念物）	9	2	2	2	15
時代を定めず（民俗文化財）	5	3	4	1	13
時代を定めず（文化的景観）	—	1	—	—	1
総計	60	34	44	20	158

—：該当なし

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

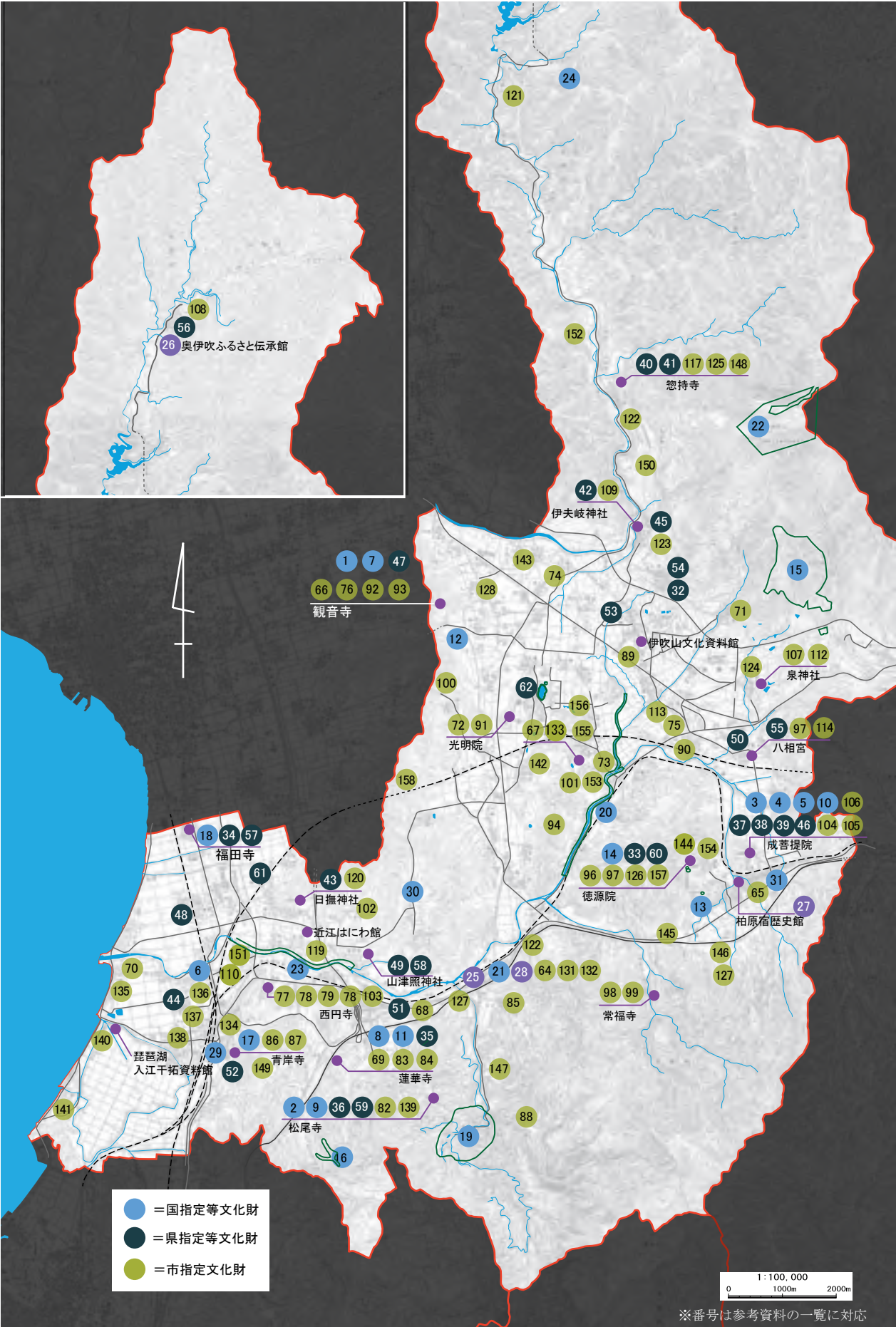


図 2-1 米原市内における指定等文化財

存数が少ない近世三重塔である県指定有形文化財「徳源院三重塔」、真宗寺院の^{※たいめんじょ}対面所として貴重な県指定有形文化財「福田寺御殿」等がある。

また、民家建築として、湖北地方の民家の典型的なたたずまいを見せる県指定有形文化財「松井家住宅」や、かや葺き屋根の東草野地域の古民家である国登録有形文化財「奥伊吹ふるさと伝承館」があるほか、近代建築として、[※]ヴォーリズ設計の国登録有形文化財「旧醒井郵便局局舎」や、地域医療を担った国登録有形文化財「旧常喜^{じょうき}医院」等の近世から近代以降にかけての貴重な建造物がある。

上記のほか、特徴ある指定等文化財として、^{こぼりえんしゅう}小堀遠州を祖とする遠州流茶道の茶室、市指定有形文化財「旧田中家新座敷棟^{しんざしきとう}」（西福寺）があるが、これは取り壊し予定であったものを所有者が移築と復原を行い、その後、市指定文化財として保存を図っている。

石造物としては、鎌倉時代の年紀を持つ重要文化財「松尾寺九重^{きゅうじゅうのとう}塔」（松尾寺）のほか、京極満信の墓と伝えられる市指定有形文化財「石造宝篋印^{ほうきょういんとう}塔」等がある。

②美術工芸品

美術工芸品としては、縄文・古墳時代の考古資料をはじめ、平安時代から室町時代の仏教美術に関わる絵画・彫刻・工芸品を中心に 84 件が指定されている。

絵画 阿弥陀浄土の情景を描く鎌倉時代の作、重要文化財「絹本著色浄土曼荼羅^{けんぽんちやくしよくじょうどまんだらず}図」（成菩提院^{じょうぼだいいん}）や「絹本著色聖徳太子像」（成菩提院）、観経変相図としては県内最大の大きさを誇る県指定有形文化財「絹本著色観経変相図」（松尾寺）、日本黄檗宗の宗祖である隠元を描いた市指定有形文化財「紙本著色隠元隆琦像^{しほんちやくしよくいんげんりゅうき}」（西円寺^{さいえんじ}）、また、守護大名京極氏の居城であった上平寺城の周辺を描いた市指定有形文化財「上平寺城絵図」等がある。

彫刻 均整のとれた^{※いちぼうわりはぎ}一木割矧造りの^{しっぽく}漆箔像である重要文化



◆観音寺本堂（朝日）



◆福田寺御殿（長沢）



◆旧田中家新座敷棟（長岡）



◆上平寺城絵図

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章



◆絹本着色観経变相図
(松尾寺蔵 / 上丹生)



◆木造薬師如来坐像
(真広寺蔵 / 上多良)



◆石造板碑
(白山神社 / 曲谷)

財「木造薬師如来坐像」(真広寺)や最澄の肖像彫刻としては最古である重要文化財「木造伝教大師坐像」(観音寺)、彫刻師の井関氏の作で雨乞いの際に使用されたとされる県指定有形文化財「木造獅子頭」(伊夫岐神社)、遊行僧円空の晩年の大作である市指定有形文化財「木造十一面観音立像」(大平観音堂)や、「能面」(天満神社)等が所在する。

工芸品 銘文から地頭土肥氏の関わりが分かる鎌倉時代の重要文化財「銅鐘」(蓮華寺)や「鰐口」(松尾寺)、県指定有形文化財「梵鐘」(願乗寺)、石工の里曲谷に残る鎌倉時代の市指定有形文化財「石造板碑」(白山神社)等がある。

書跡等 鎌倉時代末に蓮華寺で自刃した六波羅探題北条仲時主従の姓名を記した重要文化財「紙本墨書陸波羅南北過去帳」(蓮華寺)、伊吹山四護国寺の一つで、伊吹山周辺の寺院についてまとめた文書群である県指定有形文化財「大原観音寺文書」(観音寺)、湖北の領主であった石田三成の治世を伝える市指定有形文化財「石田三成掟書十三条」等がある。

考古資料 息長古墳群の一つである山津照神社古墳から出土した県指定有形文化財「山津照神社古墳出土品」(山津照神社)、河童形土偶と呼ばれる縄文時代の市指定有形文化財



◆紙本墨書陸波羅南北過去帳(蓮華寺蔵 / 番場)



◆山津照神社古墳(能登瀬)出土金銅製冠



◆章斎文庫資料

「土偶」等がある。

歴史資料 近代に地方史家として活躍した中川泉三なかがわせんぞうが『近江坂田郡志』等の編さんに当たり作成、収集した資料群、県指定有形文化財「章斎文庫資料」しょうさい等がある。

(2) 民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財としては、山村地域の生業の一つであった竹刀作りの道具、県指定有形民俗文化財「東草野の竹刀製造用具及び製品」や、日本三大奇祭の一つに数えられる鍋釜祭なべかままつり（鍋冠祭なべかんむりまつり）の際に曳行される市指定有形民俗文化財「筑摩太鼓山」えいこう（筑摩自治会）、たいこやま「上多良太鼓山」（上多良自治会）、「中多良太鼓山」（中多良自治会）、「下多良太鼓山」（下多良自治会）等がある。

②無形の民俗文化財

「朝日豊年太鼓踊」が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたのをはじめ、「伊吹山奉納太鼓踊」や「大野木豊年太鼓踊」、「米原曳山祭」ひきやままつり、「流星」りゅうせい、「奴振」やつこぶり等が県の無形民俗文化財に選択されている。

そのほか、「鍋釜祭（鍋冠祭）」、新年の豊作を祈願するオコナイ行事である「志賀神社はなとう華の頭」、火祭り行事である「清滝大松明」きよたきおおたいまつ等が市の無形民俗文化財に指定されている。

(3) 記念物

記念物のうち、遺跡（史跡）については縄文時代の集落遺跡をはじめ古墳、城跡、近世大名墓等13件、名勝地（名勝）として庭園等5件、また動物、植物、地質鉱物（天然記念物）としてゲンジボタルの発生地、植物群落、樹木等12件が指定されている。

①遺跡（史跡）

遺跡は、縄文時代中期末の遺物および竪穴建物が近



◆鍋釜祭（鍋冠祭 / 朝妻筑摩）



◆峠のシン垣（小泉・大久保）



◆志賀神社華の頭（志賀谷）

畿地方で初めて検出された市指定史跡「番の面縄文遺跡」、古墳時代の遺跡としては鏡、鉄刀、金銅製冠等の副葬品が出土した前方後円墳の県指定史跡「山津照神社古墳」等がある。

古代から中世期には、伊吹山や霊仙山が山岳修験の霊場となったことから、山岳寺院が築かれ、霊仙山の県指定史跡「松尾寺跡^{まつおじあと}」や伊吹山の市指定史跡「長尾寺跡^{ながおじあと}」といった寺院跡が指定されている。

また、戦国時代に南北近江の国境地帯に築かれ、石垣や天守様建造物の存在が指摘される国指定史跡「鎌刃城跡」や、守護大名京極氏の居城・居館であった国指定史跡「京極氏遺跡」のほか市指定史跡「太尾山城跡」がある。

そのほか、市指定史跡として近世村落がシカやイノシシ等の獣害から田畑を守るために築いた「峠のシシ垣」や、県内では初の戦争遺跡の指定となった太平洋戦争下に米原駅の機関車を守るために掘削した「蒸気機関車避難壕^{じょうききかんしゃひなんごう}」がある。

②名勝地（名勝）

名勝地としては、寺院に作られた庭園が指定されている。中でも彦根藩の家臣によって作庭された国指定名勝「青岸寺庭園^{せいがんじ}」や、枯山水庭園である国指定名勝「福田寺庭園」等が挙げられる。

そのほか、霊仙山の豊かな湧水が流れて清冽な溪谷となる国指定名勝「醒井峡谷」がある。

③動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

動物では、天野川流域に存在するゲンジボタルの発生地があり、国指定特別天然記念物の「長岡のゲンジボタルおよびその発生地」や国指定天然記念物「息長ゲンジボタル発生地」がある。また、マガモの自然繁殖の南限地として県指定天然記念物「三島池のカモ及びその生息地」が指定されている。

植物では、群落地として伊吹山頂に伊吹山固有種のほか北方系植物等、多様な植生が見られ、学術的価値も高い国指定天然記念物「伊吹山頂草原植物群落」や、湿地性の植物や昆



◆青岸寺庭園（米原）



◆蒸気機関車避難壕（岩脇）



◆三島池のカモ及び生息地（池下）

虫が生息する市指定天然記念物「山室湿原」がある。また、樹木として市指定天然記念物「八幡神社杉並木」や「道誉桜」（徳源院）等が挙げられる。

（４）文化的景観

文化的景観では、重要文化的景観に選定された「東草野の山村景観」がある。「東草野の山村景観」は、県東北部の伊吹山地にある姉川上流において、峠を介した流通・往来によって発達した景観地で、カイドレ等の独特の設備を備えた民家形態や、集落ごとに発達した石臼や竹刀の制作といった副業等、豪雪に対応した生活・生業によって形成されており、生活や生業を理解するため欠くことのできないものとして、重要文化的景観に選定されている。

2. 埋蔵文化財・日本遺産の概要

（１）埋蔵文化財（表 2-3）

市内に所在する埋蔵文化財包蔵地は、425 か所が周知されている。このうち、城館跡が 98 か所と最も多く、次いで社寺跡 85 か所、集落跡 75 か所、古墳 57 か所となっている。

地域別では、山東地域の 164 か所が最も多い。

（２）日本遺産

滋賀県では、シリアル型の日本遺産として「琵琶湖とその水辺景観－祈りとその暮らしの水遺産」が認定されている。県内 10 市（大津市・彦根市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市・長浜市・草津市・守山市・野洲市）内に所在する文化財から構成されている。日本人の高度な「水の文化」の歴史が、琵琶湖を中心として集積されていることを評価してストーリーを構成している。

そのストーリーは、大きく三つの柱からなっている。一つ目は「水と祈りの文化」で、琵琶湖を東方瑠璃光の浄土として捉え、その周辺には多くの寺社が建立がされ、信仰の対象として今なお人々をひきつけていること、二つ目は「水と暮らしの文化」で、人々の暮らしの中に息づく水とその暮らしが独自の景観を創り出していること、三つ目は「水と食の文化」で、湖辺の集落や湖中の島に残る独自の食文化や独自の漁法が育まれていることである。この三つの要素が琵琶湖を中心に織りなす風景や景観は、人と自然とのつながりを物語っている。

表 2-3 埋蔵文化財包蔵地の種類別件数

遺跡の種類	地域（旧町域）				総計
	山東	伊吹	米原	近江	
散布地	1	17	7	11	36
散布地・社寺跡	—	—	—	2	2
散布地・集落跡・社寺跡	—	—	—	1	1
散布地・古墳	—	—	—	1	1
散布地・古墳群	—	—	—	1	1
集落跡	24	14	22	15	75
集落跡・社寺跡	2	1	1	3	7
集落跡・古墳	—	—	—	1	1
集落跡・古墳群	—	—	1	—	1
集落跡・その他墓跡	1	—	—	—	1
官衙跡	—	—	1	—	1
城館跡	40	16	17	25	98
城館跡・古墳	—	—	—	1	1
社寺跡	36	12	15	22	85
社寺跡・経塚	1	—	—	—	1
社寺跡・その他墓跡	1	—	—	—	1
社寺跡・その他（城下町）	—	1	—	—	1
経塚	1	1	—	1	3
祭祀遺跡	—	—	—	1	1
古墳	30	2	12	13	57
古墳群	5	—	4	2	11
その他墓跡	6	1	2	—	9
生産遺跡	5	—	2	3	10
交通遺跡	—	—	—	—	0
その他（塚）	6	—	—	—	6
その他（関跡）	1	—	—	1	2
その他（港跡）	—	—	1	—	1
その他（石塁）	—	—	1	—	1
その他	4	5	—	1	10
総計	164	70	86	105	425

—：該当なし 滋賀県 2022『令和3年度 滋賀県遺跡地図』参照

このストーリーの中で、市内に所在する構成文化財として「醒井宿」「伊吹山西麓地域」「東草野の山村景観」「朝日豊年太鼓踊および伊吹山麓の太鼓踊と奉納神社」「琵琶湖の伝統漁法（ヤナ・オイサデ・エリ漁）と食文化」が含まれている。

3. 指定等以外の文化財の概要（表 2-4）

本市の指定等以外の文化財については、序章で定義付けしたものに沿って概要を整理しておく。

地域（旧町域）別の文化財の在り方を見ると山東地域が 2,453 件と最も多く、次いで伊吹地域 1,175 件、近江地域 588 件、米原地域 627 件、全域に関係するものが 9 件となり、全体では令和 4 年（2022 年）4 月現在で 4,852 件となる。

また、時代区分でみると、中世が中心であ 表 2-4 指定等以外の文化財件数

った指定等文化財と比較すると、近世以降の文化財では、人文系（記念物の動物、植物、地質鉱物、その他を除いた文化財）の文化財が大多数を占める特徴がある。

（1）有形文化財

①建造物

有形文化財のうち、建造物は近世以降の社寺建築や近代以降の民家建築、近代建築、近代化遺産、石造物等 1,583 件である。

このうち最も多いのが民家建築である。明治から昭和初期の建物で、かや葺き（トタン葺を含む）の建物が非常に多い。その分布は、比較的農村の景観を残している地域（山東・伊吹地域）に多く見られる。

近世の産業遺産として石灰窯跡があるほか、近代化遺産には、姉川流域・天野川流域に設置された合同井堰等の灌漑関連施設、治

種類	分類	総計
有形文化財	建造物	1583
	美術工芸品	314
	絵画	543
	彫刻	45
	工芸品	221
	古文書	56
	書跡等	52
	考古資料	223
	歴史資料	
無形文化財		-
民俗文化財	有形の民俗文化財	18
	無形の民俗文化財	675
記念物	遺跡	85
	名勝地	44
	動物、植物、地質鉱物	120
	その他	73
文化的景観		5
伝統的建造物群		3
その他		793
総計		4852

ー：該当なし



◆姉川発電所通水橋跡（甲賀）



◆成菩提院 本堂（柏原）

水・発電目的で設置されたダム関連の施設が含まれる。

石造物は253件で、寺院の墓地等を集められた五輪塔や層塔等である。この件数は複数の石造物が集積している場所を1件と計上しているため、実際の石造物の点数を数えると更に多くなる。

②美術工芸品

有形文化財のうち美術工芸品では、絵画が314件、彫刻が543件、工芸品が45件、書跡等（典籍を含む）56件、考古資料が52件、歴史資料が223件、古文書が221件である。

絵画・彫刻 社寺が信仰の対象として所有しているものが大多数である。中でも観音寺（朝日）や成菩提院（柏原）、清瀧寺徳源院（清滝）等、一つの寺院に多く所有する例が散見できる。

制作年代が明らかなものとして、観音寺には鎌倉時代の木造阿弥陀如来坐像、南北朝期の金剛薩埵像、焰魔天曼荼羅等、成菩提院には鎌倉時代の深沙大將像、江戸時代に制作された両界曼荼羅図や不動明王二童子像、東照大権現像等、清瀧寺徳源院には、室町時代制作の日吉山王曼荼羅や近世になって京極高豊・高朗によって寄進されたとされる中観音左右龍図、十二天像等を所蔵している。

工芸品 工芸品は45件で、梵鐘や鰐口、面など大半は寺院が所蔵している。

古文書 所有者（元所有者）の主な内訳は、自治会が28件、寺社が75件、個人が88件、その他が30件である。

元々市内に所在していた29件（自治会共有文書5件、個人所有文書21件、その他3件）については滋賀大学経済学部附属史料館が寄贈、寄託を受けて保管している。

書跡等 掛軸や書など56件である。所蔵しているのは、寺社が大半である。

考古資料 考古資料は52件のうち50件が、埋蔵文化財の発掘調査における出土品である。残りの2件は、神社で信仰の対象となって



◆福田寺本堂・庫裏（長沢）



◆石灰窯跡（小泉）



◆石造物集積（上野）



◆地籍図（上野村）

いる勾玉、鏡である。

歴史資料 歴史資料のうち 204 件が、村絵図・地籍図である。そのほかに、近代以降の資料として「鉄道関係資料 一式」(米原)「セメント関係資料 一式」(春照)「戦争関係資料 一式」(市内)「街道関係資料 一式」(柏原、醒井)を収集・保管している。

これらの資料とは別に米原市域に関わる村絵図・^{ちせきず}地籍図等 134 件を滋賀県立図書館が所蔵している。

(2) 民俗文化財

①有形民俗文化財

伊吹山文化資料館の展示・収蔵資料を中心に、柏原宿歴史館、旧いぶき保育所、旧^{おきさと}息郷小学校、旧東草野小学校に特定の地区の産業等に関わる民具等 18 件の有形民俗文化財がある。その資料は以下のとおりである。

生業に関わるものとして「^{とび}鳶道具 一式」(夫馬)「石工道具と未成品 一式」(曲谷)「麻織り道具 一式」(甲津原)「漁具 一式」(湖岸地域)「薬草関係資料 一式」(上野、柏原)がある。

②無形民俗文化財

無形民俗文化財は、各地域の神社を中心に執り行われる春祭りや秋祭り、オコナイ、寺院を中心に実施されている報恩講、各地域で実施される地蔵盆等である。

特筆できるのは、伊吹山麓の伊吹・山東地域に広く伝播する太鼓踊りや、市内全域で見られるオコナイ行事である。太鼓踊りは、渇水期に田地への水を求めた雨乞い踊りと、収穫後に神仏へ感謝の御礼としての返礼踊りの2種類からなっている。これは、まさに水をもたらす伊吹山や地域の神社に対して祈りの行為である。

また、滋賀県の湖北地方に広く伝わるオコナイ行事は、本市域では新春にその年の豊作を神仏に祈願するもので、鏡餅を作る際の^{せんぼんづ}千本搗きやモチバナ、^{うす}臼回しなど、実施する地域



◆石工道具



◆オコナイ (梓河内)



◆オコナイ (甲津原)



◆イブキ (清滝)

ごとで特色があり、現在も執り行われている集落がある。

(3) 記念物

記念物は322件である。このうち、遺跡が85件、名勝地が44件、天然記念物（動物・植物・地質鉱物）が120件、その他が73件ある。

①遺跡（史跡）

主に建物等の跡地（伝承地を含む）、中山道（東山道）、北国街道、北国脇往還等の主要街道、それにつながる脇道等である。

②名勝地（名勝）

庭園が44件ある。寺院や神社に付属した庭園は7件あるが、大半が個人住宅に付属した庭園である。

③動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

主に巨樹・巨木や伊吹山固有の植物、昆虫、三島池を中心として生息する動物等である。巨樹・巨木は寺社の境内だけではなく、集落周辺等にも所在しており、信仰の対象ともなっている。

巨樹・巨木 環境庁が昭和63年（1988年）に調査、平成3年（1991年）に報告された自然環境保全基礎調査『日本の巨樹・巨木林』では、市域で巨樹33件、巨木林30件が掲載されている。県下の巨木のベスト20として、9位に山東地域の公有地のスギ（幹周770cm・スギに限れば3位）、10位に西山の通称王街道塚古墳と呼ばれるケヤキ（幹周760cm：市指定天然記念物）、17位に河内の八幡神社内にあるカツラ（幹周712cm）、18位に長岡にある通称公孫樹と呼ばれるイチョウ（幹周707cm：市指定天然記念物）が挙げられている。

これらの巨木・巨樹は、天然記念物のほか、自然記念物（『滋賀の環境』2016環境白書資料編）に長岡神社のイチョウ、清滝のイブキ（柏槇）、杉澤のケヤキ（野神）、吉槻のカツラ、八幡神社（西山）の杉並木、蓮華寺の一向杉の6件が指定されている。

植物群落 昭和53年（1978年）と昭和63年（1988年）に環境省が「自然環境保全基礎調査」において「特定植物群落」が調査された。その中で滋賀県が平成27年度（2015年度）および平成30年度（2018年度）に実施した現況調査に基づき、「滋賀県で大切にすべき植物群落」として、環境庁調査で「現況確認が必要と考えられる群落および特定植物群落」に選定されなかったが重要性が高いと評価される群落を選定している。市内では、甲津原のブナ・オオバクロモジ群集（甲津原）、伊吹山のオオイタヤメイゲツ林（伊吹山山頂周辺）、霊仙山のオオイタヤメイゲツ林（米原市柏原登山コース）、山東地域のシラカシ林（池下）、伊吹山の岩角地・風衝地植物群落（上野）、山室湿原（山室）、伊吹山の広葉草原（上野）が選定されている。



◆カツラ（吉槻）



◆白谷の湧水（春照）



◆カナボウ（世継）

④その他

湧水地や滝、岩等で73件ある。一部信仰の対象にもなっている。伊吹山と霊仙山の山中、山麓に分布しており、両山の水源地としての性格を顕著に表している。環境省が選定した昭和の名水百選に泉神社の湧水（大清水）、平成の名水百選には居醒の清水（醒井）が選ばれている。また、現在も生活水として活用されている自噴井戸のカナボウ（世継）は、水源だけではなく、地域にとって交流の場としても機能していた。

（4）文化的景観

文化的景観としては、地域の歴史文化の特徴を示すものが多く、市域全域に広がっている。交通路に関係するものとして、中山道の宿場町、醒井宿の「豊かな水の宿場町の景観」や、中山道と北国街道、中山道と湖上路の米原湊、東海道本線と北陸線が示す「交通の分岐点の景観」、伊吹山に関わる景観として「伊吹山信仰の町並み」や「伊吹山を中心とした産業景観」などがある。

（5）伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群として、宿場町が挙げられる。本市には江戸時代の幹線道路である中山道・北国街道・北国脇往還が通過し、それぞれ宿場が設置されていたことから、現在も旧宿場であった番場・醒井・柏原・米原・春照・藤川では、旧街道の景観と一体をなす伝統的な建造物群が残されている。

その他に姉川・天野川流域の集落と田園が織り成す農村や、琵琶湖と密接に関わる湖岸集落がある。

（6）その他

指定等文化財の類型に入らないが、地域に伝承されている里謡や昔ばなしが793件ある。これら里謡や昔話は、他の文化財（例え



◆柏原宿（柏原）

ば地蔵などの有形文化財や雨乞い踊り等の無形民俗文化財)の由来や、その文化財に関する内容を持つものも多数確認できる。これらは、地域における文化財に対する想いや関わりを示している。

4. 市域の文化財の傾向と特徴

本節においては、市域の文化財全般の傾向と特徴を把握する。

本市における文化財の件数は、5,435件(指定等文化財158件、埋蔵文化財包蔵地425か所、指定等以外の文化財4,852件)である。

文化財を、直接的に人の手によって作られ、残されてきた文化財と地域の環境を形作る動植物に代表される文化財に分けて考えてみる。前者は、有形文化財を代表格として人々の生活の中で生み出された文化財(以下、人文系文化財)であり、後者は、伊吹山や霊仙

山に代表される地域の自然環境が作り出した文化財(以下、自然系文化財)である。ただし、それぞれは独立して存在しているわけではなく、お互いに影響し合っていることは、民俗文化財の在り方に端的に表れている。よって、人文系文化財と自然系文化財の観点から文化財を概観することで、本市の文化財の特徴をより明確にすることができると考えた。

人文系(有形文化財、民俗文化財、記念物:遺跡・庭園、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財包蔵地)、自然系(記念物:名勝地(庭園以外)、動物、植物、地質鉱物、その他)でみると、人文系文化財が5,230件で全体の約96%、自然系の文化財が206件で全体の約4%である。件数では、人文系の文化財が優勢である。しかし、これを指定等の比率で見ると人文系の文化財は約3%(146/4,805:ただし埋蔵文化財包蔵地を指定等に準じた場合約12%)、自然系の文化財では約6%(12/206)であり、人文系よりも自然系の文化財が優勢な地域であることが分かる。つまり、文化財の質的な部分では、人文系よりも自然系の文化財が優勢である。これは、市域の文化財の特徴をよく表していると言える。

有形文化財の分布を見ていくと、街道沿いの中山道(東山道)、北国街道、北国脇往還の周辺地域に二つの特徴を持ちながら集中していることが指摘できる。一つ目の特徴は、街道沿いの地域に所在する寺院に有形文化財を中心に集積していることである。その例としては、中山道沿いの蓮華寺(番場)、成菩提院(柏原)、清瀧寺徳源院(清滝)、北国街道沿いの青岸寺(米原)、福田寺(長沢)等が挙げられる。もう一つの特徴は、山岳信仰にその起源をもつ寺院を中心に集積していることである。松尾寺(醒井)、観音寺(朝日)、^{しつちいん}悉地院(上野)等がその例である。

一方で、自然系の文化財は、山東地域に100件、伊吹地域に47件、近江地域に40件、



◆蓮華寺(番場)



◆悉地院(上野)

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

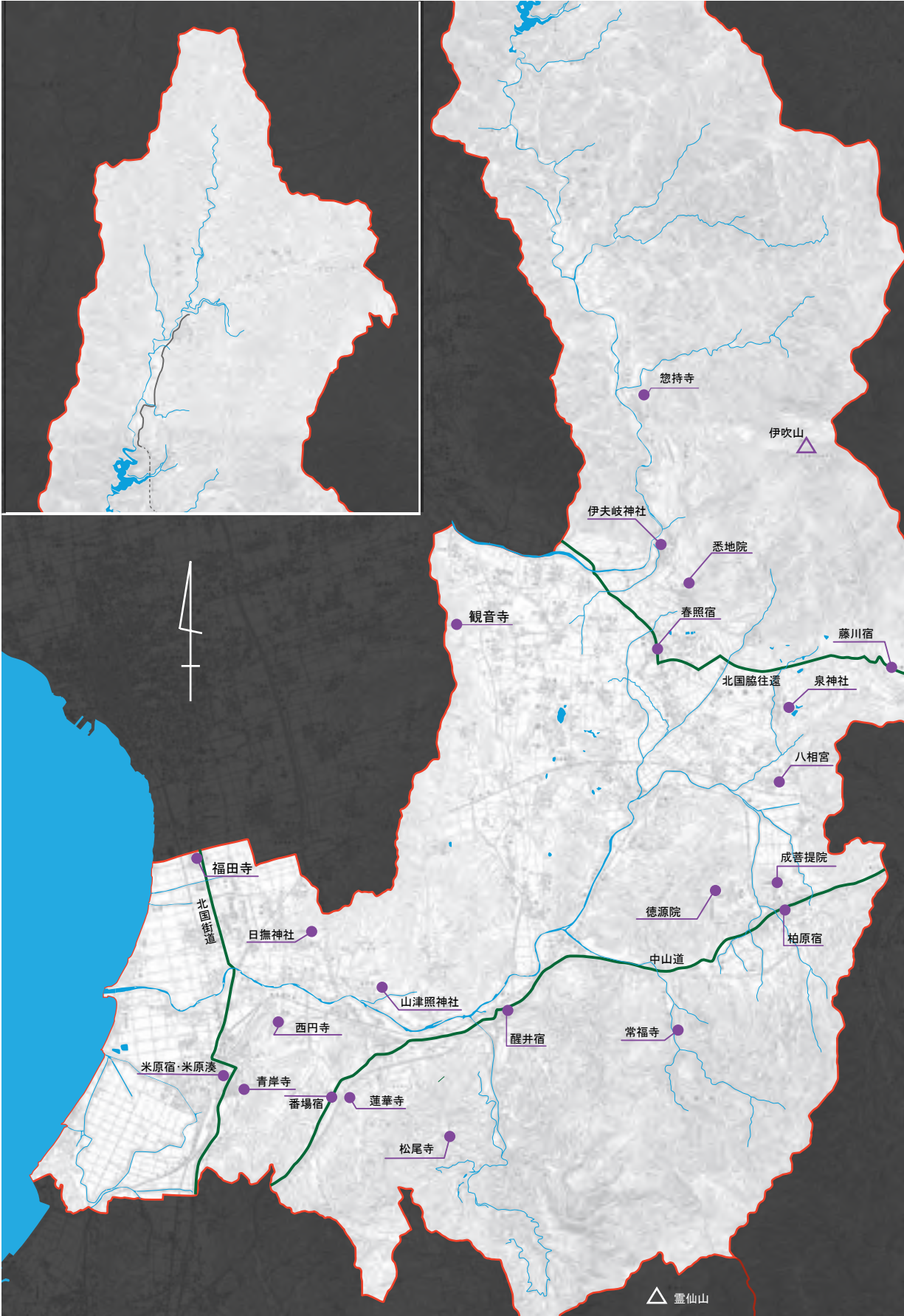


図 2-2 市域における主な文化財が集中している主な寺社等

米原地域に19件が所在している。山東地域は、三島池に関わる動植物が多くを占めており、それを除くと山東、伊吹、近江地域は、よく似た傾向を示す。その中で、伊吹地域が多いのは、伊吹山麓に位置していることから、植物、湧水地が多く見られることが大きく影響しているものと評価できる。

このように、文化財の件数、分布を見ていくと、市域の人文系の文化財は、街道と山岳（伊吹山・霊仙山）信仰との関連で読み解けるものが数多く残っており、伊吹山や霊仙山、街道によって生み出された文化財であると整理ができる。伊吹山や霊仙山は、水を生み出す山であり、そこで生まれた水は、山麓の湧水や市域を流れる姉川や天野川につながっている。湧水や河川から流れ出る水は、豊かな自然の源であり、それゆえに水に関わる信仰を生み出した。また、豊富な水や山林、鉱物等の資源は、近世以降に様々な産業をも生み出した。また、水源でもある伊吹山と霊仙山の狭間や麓を抜ける道が人、モノを地域に運んでくる役割を果たした。この人とモノの往来が、にぎわいを生み出し、この地の活力となり、新しい文化を生み出す源泉となった。

本市の文化財は、地形・地質的な特色によって現れた「水」と道によってもたらされたにぎわい＝「^{ちまた}巷」によりこの地に生み出され、そして残されてきたと言える。

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

第3章 米原市の歴史文化の特徴

前章で整理したように、本市の文化財を生み出してきたのは、豊かな水と交差する道であり、水と道を通じたにぎわいが本市を形作ってきた。豊かな水・交差する道はそれぞれ独立したものではなく、時に交わることで当地独自の文化を醸成させてきた。

本市には、伊吹山・霊仙山といった滋賀県を代表する二つの山がある。そこから流れ出した水は、中小河川から姉川や天野川に、そして琵琶湖に流れ込んでいる。沖積平野には多くの湧水点が分布し、河川とともに人々の生活の中に「水」をもたらしてきた。一方で、ヤマトタケル神話に象徴される厳しい自然との共生が、現在においても雨乞い行事等の形で表れ、今も息づいている。

市域を通る道は、縄文時代以来、現代に至るまでの多様な文化財や独自の景観を生み出してきた。その主要な道の一つが、伊吹山と霊仙山の間の細い谷間を抜けて濃尾平野へとつながっていく東西の道である。この場所は西日本と中部地方、北陸地方の結節部分で、西日本と東日本の文化圏および経済圏を結ぶ重要な場所に当たる。この道が後の時代に東山道・中山道と呼ばれる国家が管理する道となる。そして、陸の道だけではなく、朝妻湊や米原湊などの水の道の拠点も置かれた。そこには物資が行き交い、物資が集積し、人が集まり、にぎわいが生まれた。まさに「巷」である。

そこで本市の歴史文化の特徴を「水」と「巷」という二つのキーワードで読み解いていく。

【「水」で読み解く米原市の歴史文化の特徴】

1. 伊吹山と霊仙山ー「水」の生まれる地

水源の山、伊吹山と霊仙山は、主に石灰岩で形成され、[※]ドリーネや[※]カレンフェルトといった石灰岩地帯特有の景観を作り出している。そして、それらの山から流れ出す水が、様々な生命を育み、その水に寄り添う全ての生命が、本市独自の自然の景観を築き上げてきた。

2. 天野川と姉川、そして琵琶湖ー「水」が流れる地

伊吹山・霊仙山から流れ出る水が、地域に様々な恩恵をもたらした。一方で姉川水系のように、長らく水不足が課題の地域もあった。それを克服するための人々の知恵が、中世



◆冬の伊吹山



◆伊吹山頂からみた米原市域

以降に作られたといわれる溜池や水路であり、現在でも使われている。このように自然は人に対して水や森林資源などの恩恵だけではなく、厳しい気候・風土などももたらした。その証が、自然と人との共生によって生まれた産業や景観として今に続いている。

3. ヤマトタケル神話から雨乞い信仰―「水」を求めて祈る

自然と人の共生は、信仰の面からも見ることができる。伊吹山麓の各地で太鼓踊りが伝承されている。現代でこそ伊吹の水神への返礼の踊りであるが、もとは人々の雨乞いの祈願に始まるといわれている。また、この自然との対話する場として、伊吹山・霊仙山の山中に多く所在する寺院や修験道の行場と理解することができる。

【^{ちまた}「巷」で読み解く米原市の歴史文化の特徴】

4. 古代の交流と息長氏伝承―「巷」の始まり

本市域に本拠地を置いたと伝わる古代の豪族の息長氏は、後の東山道に当たる陸路、天野川流域とそれにつながる琵琶湖の水路を管理できたことで、大和王権において大きな力を持つことができた。それは、東国と畿内をつなぐ重要な地域を押さえていたことが力の源泉であった。まさに、息長氏は、古代において本市の特徴を体現していた存在であった。

5. 東山道から中山道―東西南北の道と「巷」

本市が持つ特徴的な地形が生み出した道は、日本の東西南北をつないでいく。この道によって「巷」が誕生する。巷は、道を行き交う人々をこの地に滞留させ、当地の名産をめる機会を作り、様々な文化を花開かせる下地を生んだ。

6. 東海道本線と鉱山開発―新時代の「巷」

19世紀にヨーロッパで誕生した技術が、蒸気機関車や蒸気船といった新たな移動手段を人類にもたらした。本市においては、明治に東海道本線が整備され、米原駅が誕生した。新たな「巷」の誕生である。そして、この鉄道の敷設を期に道路も整備され、近代化の波が押し寄せることとなる。その代表が、セメントの採掘である。鉄道や道路を使って全国へと出荷され、日本の高度成長期を支え人々の生活を大きく変貌させることとなった。



◆米原駅



◆米原インターチェンジ

1. 伊吹山と霊仙山ー「水」の生まれる地

市域の北部には、滋賀県最高峰の伊吹山、南部には霊仙山が所在し、ここから流れ出る豊富な水は姉川や天野川となって地域を潤し、近畿地方の水源でもある琵琶湖に流れ込んでいる。これらの山は、主に石灰岩で形成され、ドリーネやカレンフェルトといった石灰岩地帯特有の景観を形成している。

天野川には、日本国内のホタル発生地として唯一国指定の特別天然記念物「長岡のゲンジボタルおよびその発生地」がある。また、同水系の地蔵川には清らかな水にしか育たない水中花の梅花藻や、絶滅危惧種にも指定されているハリヨ等、水源の地ならではの固有の生物が息づいている。

水源である山には、特別天然記念物のカモシカをはじめとして、絶滅危惧種として指定されているイヌワシ等が生息している。伊吹山頂草原植物群落は、伊吹山の地質、気候に加えて、人々の生活が作り出した草原地帯であり、自然と人の融合によって生まれた美しい景観である。

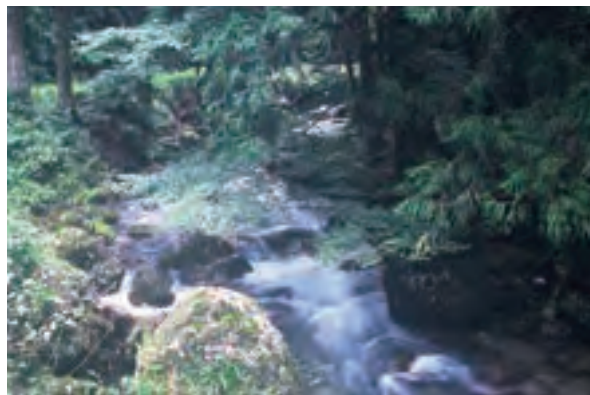
これらの山々とそれを水源とする山麓の地域には、独特な自然景観があり、水に寄り添う全ての生命が、本市独自の自然を築き上げてきた。



◆ゲンジボタル



◆梅花藻（醒井）



◆醒井峡谷（上丹生）



◆伊吹山頂草原植物群落



◆カレンフェルト（霊仙山（経塚山））

2. 天野川と姉川、そして琵琶湖―「水」が流れる地

『古事記』や『日本書紀』に記されたヤマトタケルの神話の背景には、伊吹山に代表される厳しい自然環境があった。しかし、本市の人々は、そのような荒ぶる神と対決するのではなく、共生する道を選んだ。伊吹山と霊仙山が、豊富な水を始め、様々な資源をもたらす山であったからにはほかならない。伊吹山・霊仙山から流れ出る天野川、姉川の各水系、そして琵琶湖岸の内湖には、縄文時代以降の人々の生活の痕跡が確認されており、水がもたらす様々な恩恵がそこで享受されていたことを教えてくれる。しかし、一方で特に姉川水系は梅雨が終わると渇水することが多かった。長らく水不足は地域の課題で、中世から続く三島池や姉川用水の一つである出雲井等は、課題を克服するための人々の知恵であった。その水を生かした水田耕作や豆腐作り、マスの養殖、また伊吹山の水と地質と気候が生み出した薬草は、古くから当地の名産として知られ、現代にまでつながっている。

霊仙山の登山口にあたる上丹生では、豊富な森林資源を生かした林業や木挽、製材、指物、木地師、彫刻師等の材木関係産業の集積地となり、仏壇産業の興隆をもたらした。入江内湖と琵琶湖を区切る砂洲上に位置する磯では、漁業が盛んとなった。姉川の源流域の山あいの集落である東草野地域では、豪雪地帯ならではの冬季の副業としての麻織り、石臼、竹刀作り等を発達させた。

また、河川や湧水は、醒井宿等の宿場町の発展にも寄与している。清らかな水が描いた自然の造形美である醒井峡谷、豊富な湧水を巧みに生かした青岸寺庭園等は自然と人との共生によって生まれた情景である。



◆上丹生の木彫



◆鍾乳水（上丹生）



◆東草野の山村景観（曲谷）



◆東草野の竹刀製造用具および製品

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

3. ヤマトタケル神話から雨乞い信仰―「水」を求めて祈る

ヤマトタケル神話では、伊吹の神の化身として大蛇が登場する。大蛇は時に豪雨や洪水をもたらす水の神として形容される。伊吹山頂付近には「白龍さん」と呼ばれる鳥居^{はくりゅう}があり、ここはかつて龍神＝水の神が祀られ、雨乞いの祈願の際には山頂の弥勒堂^{たいまつ}に松明が奉納されたという。古来から当地の人々は、伊吹の神を荒ぶる神としてだけでなく、水源の神として信仰してきた。

山麓では、水神に対する祭りが行われている。伊吹山に接する本市や長浜市の山麓では、各地で太鼓踊りが伝承されている。伊吹山の登山口に鎮座する三之宮神社や、朝日、春照等で行われる太鼓踊りは、現代でこそ伊吹の水神への返礼の踊りであるが、もとは人々の切なる雨乞いの祈願に始まると言われている。また、甲津原の天満神社に御神体として崇敬されている十面の能面は、室町時代に作られたもので、これも雨乞いのための儀式で使用されたという。このような山麓に多く伝承される雨乞いの儀式は、かつて、人々が伊吹山の神を母なる水源として信仰してきたことを物語っているのである。

また、伊吹山の山腹には伊吹山四護国寺と呼ばれる山岳寺院があり、弥高百坊などと呼ばれるほどに栄華を極めた。霊仙山においてもお池、お虎が池、龍神池等の雨乞いの聖地や松尾寺を代表とする山岳寺院、行場がある。このように伊吹山・霊仙山の山中に多くの寺院が開かれたのは、その厳しい環境が修験道の修行の場にふさわしいものであったこととともに、雨乞いを始めとした水源祭祀の対象である水の神の山であったことに起因すると考えられる。



◆松尾寺九重塔(松尾寺 / 上丹生)



◆朝日豊年太鼓踊り（朝日）



◆能面（甲津原）



◆弥高寺跡（高木浩二氏提供 / 弥高）

4. 古代の交流と息長氏伝承－「巷」の始まり

『古事記』や『日本書紀』の記載によれば、息長氏はヤマトタケルの子といわれる仲哀天皇の妃、息長帯比売命（神功皇后）や敏達天皇の妃、広姫の出身氏族であり、継体天皇擁立を支援した氏族といわれている。

この息長氏に関係する古墳群が、天野川を見下ろす横山丘陵上に築かれている。息長古墳群である。天野川流域は、東山道の原型となったルートや河口部に朝妻湊があったとされ、陸路と湖上路の接点であり、畿内の中央王権と東国をつなぐ要の地であった。このことは、古墳から出土している遺物からもうかがえる。丘陵部に築かれた前期の前方後方墳である定納1号墳からは、畿内を中心に分布し、朝鮮半島からも出土する筒形銅器が出土している。後期には、平地部に塚の越古墳や狐塚5号墳が築かれ、家形埴輪や人物埴輪、器財や動物の形象埴輪が出土している。特に、塚の越古墳では、石見型埴輪と呼ばれる儀仗の飾りを象った埴輪が出土しており、中央政権とのつながりが想定できる。また、横山丘陵から派生する尾根に造られた山津照神社古墳からは、同じく後期の鏡や馬具、刀、冠といった豊富な副葬品が出土している。その内容は、近江の同時期の古墳として傑出しており、継体天皇との関連が想定される高島市の鴨稻荷山古墳と並び称される。越前や東国の豪族によって擁立された継体天皇の勢力との関係を踏まえると、山津照神社古墳の存在は示唆に富んでいる。

天野川流域は、陸路と水路が交差し、東国と畿内をつなぐ地域である。これこそが「巷」の始まりである。



◆天野川流域



◆山津照神社古墳（能登瀬）



◆狐塚5号墳（高溝）出土埴輪



◆定納1号墳（日光寺）出土筒形銅器

5. 東山道から中山道―東西南北の道と「巷」

滋賀県東部には、伊吹山地と鈴鹿山脈が連なり、これが東西日本を区切る大きな壁になっている。伊吹山と霊仙山の間には細い谷間が形成され、東西に通じるわずかな切れ目となり、岐阜県関ヶ原町と本市を結んでいる。この東西の道に加え、伊吹山麓を通過する道や湖岸部を南北に通過する道、琵琶湖につながる河川と内湖を使った湖の道が日本の東西南北をつないでいく。大きな「巷」の形成である。狭小な谷間を通る道は、古代以降「東山道」や「中山道」と呼ばれ、日本の東西を結ぶ道として発展した。現代においては名神高速道路や東海道新幹線が整備され、日本の交通網において欠せない大動脈へと成長してきた。

これらの道は、人や物の往来のみでなく、戦の道としても、歴史の分かれ道としても存在感を発揮した。古代史上最大の内乱といわれた壬申の乱では、後の東山道が、東国から近江大津宮へ大海人皇子が侵攻する進軍ルートとなった。この戦いで近江朝廷軍に勝利した大海人皇子は、天武天皇として即位した。

戦国時代には、この道沿いに多くの城砦が築かれた。北近江の京極氏と南近江の六角氏の近江における覇権争いの最前線であり、天下を目指した織田信長の上洛においても近江侵攻の最初の一手としてこの地域を攻略し、畿内への通路を確保した。そして関ヶ原の合戦では、西軍が東山道を通して関ヶ原に布陣し、東軍の徳川家康と対峙した。この地域は、勢力圏や国の境目であった。

特徴的な地形が生み出した道と「巷」は、行く人々をこの地に滞留させ、当地の名所・名産をめぐる機会を作り、様々な文化を花開かせる下地を生んだ。寺院等に造られた庭園もその一つである。



◆長比城から中山道柏原宿を望む



◆京極氏館庭園跡（上平寺）



◆北国脇往還道標（春照）



◆醒井宿の町並み（醒井）

6. 東海道本線と鉱山開発－新時代の「巷」

19世紀にヨーロッパで誕生した技術が、蒸気機関車や蒸気船といった新たな移動や運搬の手段を人類にもたらした。明治5年(1872年)の新橋－横浜間の開業を皮切りに、次々と鉄道網が整備され、滋賀県にもその波が押し寄せた。かつて人や馬、帆船が往来した当地に、鉄道や蒸気船という新しい技術が導入された。

市域に初めて鉄道が走ったのは明治16年(1883年)で、関ヶ原－長浜間に官設鉄道が開通した時である。この時は、現在の国道365号の経路がとられ、春照に春照駅が設置された。その後、明治22年(1889年)に東海道線の深谷－大津間、支線の長浜－米原間が建設されたことで米原駅が誕生した。

現代に入ると昭和39年(1964年)に東京－大阪間で東海道新幹線が開通し、米原駅は県内唯一の停車駅として整備された。そして、昭和55年(1980年)には、北陸自動車道の米原インターチェンジが開業した。日本全国へと広がった鉄道網の整備とモータリゼーションは、人や馬が行き交った道を鉄道、舗装路へと変貌させ、日本の高度経済成長を支えていった。しかし、それはかつて街道沿いの宿場町にあったにぎわいを奪うこととなり、「巷」は小さくなっていくこととなった。

一方で、本市の産業においても近代化の波が進んでいく。かつて水源の神として崇敬されてきた伊吹山にも開発の手が入る。伊吹山を形作っていた石灰岩は、セメントの原料として採掘、そして鉄道や道路を使って全国へと出荷され、日本の高度成長期を支えた。昭和27年(1952年)に大阪窯業セメント(現住友大阪セメント)が開始した石灰採掘は、平成15年(2003年)まで続き、その後、別会社が引き継ぎ、小規模ながら現代まで採掘は続いている。伊吹山麓に残るベルトコンベア軌道は、採掘された石灰岩を伊吹工場へと運ぶためのものである。その長さは2.7kmにもおよび、独特の景観を作り出している。このセメント産業によって当市は大きく発展していくこととなった。新たな「巷」の誕生である。

近代化の波は、人々の生活を大きく変貌させることとなった。細く延びる谷間の道には、汽車、電車、自動車が行き交い、人々が崇敬した山には開発の手が入った。これらは、戦後日本の復興、高度経済成長を支え、更には本市の発展にも寄与することとなった。本市には、これまでとは異なる新しい「巷」が形成されたのである。



◆伊吹山の採掘場



◆米原駅古写真(戦後)

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

第4章 文化財の保存と活用に関するこれまでの取組

本市における文化財の保存と活用に関するこれまでの取組を「把握調査」、「保存」、「活用」に分けた時、その内容は以下のとおりとなる。

1. 文化財の把握調査に関する主な取組

(1) 地域史の作成を通じた把握調査（表4-1、4-2）

本市に係る地域史として、戦前に『近江坂田郡志』（全3巻、大正2年（1913年））、『東浅井郡志』（全4巻、昭和2年（1927年））や『改訂 近江國坂田郡志』（全8巻、昭和16年（1941年））が刊行され、戦前段階における地域の通史や有形文化財、記念物、社寺について把握がなされている。

また、平成17年（2005年）に本市が合併によって誕生するまでに、旧町において町制施行30周年を記念した町史編さん事業が行われ、「郡志」以降の歴史が補完されるとともに、民俗文化財や動植物等が新たに把握され、本市域における文化財の把握調査が実施されている。

また、市内には、108の自治会組織が所在するが、このうち37の自治会で地域史（字史／自治会史）が作成されている。自治会によっては、自治会史を複数種類作成した地域もあり、新興住宅地を除いた約4割の地域で作成されていることとなる。地域史の内容は、個別の文化財類型についてまとめたものから、総合的に地域の文化財を把握して地域の歴史を記載したものと幅広く、刊行の主体も自治会や編さん委員会といった組織による取組や、個人、地域の有志による作成まで様々であり、市民が郷土の歴史や文化への深い関心を持ち、次世代へ向けた文化財や歴史文化の継承へ取り組んでいることがうかがえる。

表4-1 地域における文化財の把握調査（郡史・町史）

書名	発行者	発行年
近江坂田郡志 全3巻	坂田郡役所編 坂田郡役所	1913
東浅井郡志 全4巻	滋賀県東浅井郡教育会	1927
改訂近江國坂田郡志 全8巻	滋賀県坂田郡教育会	1941
近江町史	近江町役場	1989
山東町史 資料編	山東町	1990
山東町史 別編	山東町	1990
山東町史 本編	山東町	1991
山東町歴史写真集	山東町	1992
伊吹町史 自然編	伊吹町	1992
伊吹町史 文化・民俗編	伊吹町	1994
伊吹町史 通史編下	伊吹町	1995
伊吹町史 通史編上	伊吹町	1997
伊吹町史 資料編	伊吹町	1998
米原町史 資料編	米原町役場	1998
米原町史 通史編	米原町役場	2002

第4章 文化財の保存と活用に関するこれまでの取組

表 4-2 地域における文化財の把握調査（自治会史 / 字史）

書名	発行年	発行者
坂田郡番場村誌	1881	泉松三郎
伊吹山北名跡誌	1899	—
醒が井の里	1900	山岸憲雄
大野木村誌（未定稿）	1902	中川泉三
醒井村史	1900 頃	醒井村
入江村誌	1903	入江西尋常高等小学校
伊吹村誌	1903	—
醒井村名勝案内	1910	醒井村
息郷村誌	1911	息郷小学校
下丹生村地域誌	明治	—
坂田郡門根村史	明治	—
入江風土記	1973	米原町立入江小学校
上野ことば	1983	堀内安治
ふるさと箕浦	1989	ふるさと箕浦編纂委員会 / 箕浦自治会
ふるさと長岡の昔を探る	1990	田中晋六
長岡区史	1993	福井禮司
ふる郷 村木のあゆみ	1993	川瀬春益 / 村木区
湊朝妻 由来をたずねて	1994	北村幸夫
長久寺古今	1994	長久寺史談会
湊朝妻 由来をたずねて（補遺版）	1996	北村幸夫
ふるさと いむら	1998	飯郷づくり実行委員会
ふるさとごうど 大鳥居に寺五ヶ寺	1999	顔戸郷づくり実行委員会
木彫りの里 仏壇作りの里 上丹生	2000	上丹生木彫組合
秋葉神社のあゆみ	2001	井之口区
字史 伊吹のあゆみ	2001	伊吹区
筑摩字誌	2002	筑摩区
江州やいとりの里概説「江戸時代の柏原宿」稿	2002	柏原学区
あお木の里 能登瀬のあゆみ	2003	大字能登瀬史談会
白鳳の里 たかみぞ（高溝）	2003	近江町高溝ロマンの里史編集委員会
弥高のあゆみ 彌高物語	2004	山崎仁生 / 弥高区
ふるさと寺倉	2004	「寺倉歴史プロジェクト」編集委員会 / 寺倉区
醒井宿 平成かわらばん【1~150 号】	2004	醒井ほっとプラン委員会
醒井宿 平成かわらばん【151~300 号】	2004	醒井ほっとプラン委員会
勝居神社に関する文化財	2005	杉澤文化財保護委員会
字誌 上丹生	2005	上丹生歴史編集委員会 / 上丹生の歴史を探る会
ふる里西円寺 随感録	2005	松岡豊秋
むかしのこぼれはなし	2006	朝日区
山内一豊・千代の忠臣 田中孫作の里 高溝	2006	米原市高溝孫作会
一豊・千代そして法秀院	2006	米原市大河ドラマ『功名が辻』実行委員会歴史文化部会
番場ふるさと昔話	2006	番場ふるさと昔話採集者一同 / 西番場区
醒井宿 平成かわらばん【301~400 号】	2007	ふる里の歴史を学ぶ会
次世代に伝えたい大野木のくらし	2010	大野木区
やすらぎとふれあい 千福の里	2012	高番ふる里を紡ぐ宝さがし実行委員会
高番昔ばなし	2012	高番ふる里を紡ぐ宝さがし実行委員会
湧水の郷 宇賀野	2012	宇賀野区
交通の要 まいはら	2013	米原区
真綿の里 多和田の歴史	2013	真綿の里歴史年表作成委員会
写真でふりかえる伊吹山物語 — 神の山とあゆむ上野人	2015	みんなが楽しい伊吹山プロジェクト / 上野区
三島池の郷 池下物語	2018	池下区
柏原学区 歴史かるた	2019	柏原学区
甲津原顕教おどり（再録・増補）	2019	甲津原顕教踊保存会
大鹿史	2020	大鹿区
令和に見る河内百選	2021	河内区まちづくり委員会

序章

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

書名	発行年	発行者
行く川の流れin Okubo 大久保の歴史を追って	2022	松井俊正
湊町米原村のあゆみ－北村源十郎文書より－	2022	田中義宏
須恵器の里 菅江	2023	高森慶司
枝折の里	－	山口敏一
平林神社歳時記	－	平林神社蔵（下丹生）
近江国坂田郡下丹生村村史	－	西川清
下丹生のこといろいろ	－	－

（２）文化財類型ごとにみた把握調査（表 4-3）

①有形文化財

建造物は、県の調査（近世寺社・近代建築・近代化遺産・近世民家等）や、それぞれ旧町における調査、町史編さん段階の調査で、全数調査が実施されている。美術工芸品においても県の調査で仏像等が、既往の調査で網羅的に把握されていることが分かっている。自治会等が所有する歴史資料（共有文書等）については、アンケート等の聴き取り調査である程度の所在が明らかとなった。

②無形文化財・民俗文化財

県の調査（民具・祭礼行事・芸能・信仰等）を中心に、旧町史編さん時の調査で把握調査が進んでいる。特に民俗調査においては、祭礼行事を中心に把握調査が実施されている。

③記念物

遺跡については、埋蔵文化財包蔵地の分布調査が市内（旧町）で 1990 年代までに、実施され、報告書が刊行されている。その成果と以降の調査成果を盛り込んだ最新版が『滋賀県遺跡地図』令和 3 年（2021 年）度版で、毎年、基礎台帳の更新が図られている。

動物・植物・地質鉱物、名勝地については、旧町の町史編さん事業を中心に把握がされている。

④文化的景観

文化的景観は東草野の山村集落と、それを含んだ県の基礎調査で把握がなされている。

⑤伝統的建造物群

伝統的建造物群保存対策調査は、中山道の宿場町である醒井地域（平成 7 年（1995 年））と柏原地域（平成 16 年（2004 年））で実施している。



◆オコナイの調査（志賀谷）

2. 文化財の保存に関する主な取組

本市教育委員会事務局生涯学習課（歴史文化財担当）では、歴史・文化財に関わる保存管理事業や展

序章	第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	第六章	第七章	第八章	第九章
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

[illegible]

第4章 文化財の保存と活用に関するこれまでの取組

序章
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
第七章
第八章
第九章

類型			調査内容	実施 (報告)年	対象地域			
					山 東	伊 吹	米 原	近 江
記念物	旧道・古道		山東町史 別編 中近世古道調査報告書2 中山道 中近世古道調査報告6 北国街道・北国脇往還 中近世古道調査報告7 北国街道・北国脇往還(補遺)	1990 1996 2003 2004	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		地形・地質・ 自然・景観・ 動物等・植 物・生態系・ 化石	近江町史 山東町史 史料編 山東町史 別編 米原町史 通史編 伊吹町史 自然編	1989 1986 1990 2002 1992	○ ○		○	○
			樹木	近江町史 滋賀の名木誌 山東町史 史料編 環境庁巨樹・巨木調査 米原町史 通史編 伊吹町史 自然編	1989 1987 1986 1991 2002 1992	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
		名勝地	庭園	滋賀県の庭園 第2集 近江町史 米原町史 通史編 伊吹町史 通史編上	1985 1989 2002 1997	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		その他		スローウォーターなくらし〜未来へ受け継ぐ水源の里まいばらの水文化	2012	○	○	○
文化的景観			米原市東草野の山村集落保存活用事業報告書 琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書	2013 2011	○	○	○	○
伝統的建造物群			醒井 旧中山道宿場町 伝統的建造物群保存対策調査 滋賀県山東町・柏原の町なみ伝統的建造物群保存対策調査	1995 2004	○		○	



◆土蔵の調査



◆古文書の調査

示・公開・収蔵施設の管理、普及啓発事業に取り組んでいる。これまでの主な文化財の保存に関する取組は次のとおりである。

なお、本市における指定等文化財件数は、第2章に記載しているとおり令和5年（2023年）3月段階で158件が指定・登録されている。

（1）文化財の指定等に向けた取組

近年では、積極的に文化財の指定等に向けた取組を行っている。本市では、教育委員会の諮問に応じて、新たな文化財の指定や文化財の保存や活用に関する重要事項を調査審議している。これらの事項について、教育委員会に答申する機関として設置した米原市文化財保護審議会で審議され、文化財の適切な保存と活用を図っている。併せて、現在指定等がされていない文化財について、指定等に向けた調査・修理事業も行っている。

その上で、指定等文化財については、適切な保存管理や活用等を図るための指針として

保存活用計画等を作成し、同計画に基づく各種取組を推進している。

（２）文化財の保存への支援

建造物や美術工芸品等の指定等文化財について、その破損や老朽化への対応として、保存管理のための保存修理等の所有者や管理者への助言や財政的支援等の措置を適宜講じている。そして、指定等文化財のうち、建造物や史跡、名勝等の日常管理や無形民俗文化財



◆修復された長屋門（上野）

の伝承活動に対して米原市文化財保護活動費等補助金により、市内に残された貴重な文化財を後世に引き継ぐための財政支援を講じている。

（３）文化財の収集と保管

市内外から収集した文化財は、美術工芸品と民俗文化財については柏原宿歴史館、伊吹山文化資料館の収蔵庫に、出土文化財は伊吹山文化資料館、旧いぶき保育園、旧息郷小学校（２階の一部）に収蔵している（参考資料 表4）。

（４）埋蔵文化財の調査の実施

埋蔵文化財については、開発に対応するための立会調査、試掘調査、発掘調査を実施している。

3. 文化財の活用に関する主な取組

これまでの主な文化財の活用と担い手づくりに関する取組は次のとおりである。

（１）教育委員会事務局（表4-4）

①生涯学習課（歴史文化財担当）

歴史文化財担当は、歴史・文化財に関わる保存管理事業や展示・公開・収蔵施設の管理、普及啓発事業を担当している。ここでは文化財の活用に関する事業について挙げておく。

i) 情報発信事業（公開活用）

a. 歴史館・資料館管理運営

文化財の公開・活用施設として、柏原宿歴史館、伊吹山文化資料館、醒井宿資料館や（仮称）歴史資料館（旧常喜医院）の管理運営を実施している。また、文化財を含む文化・芸術の展示施設として近江はにわ館や文化的景観のガイダンス施設として「東草野山村博物館」を設置している（参考資料 表5・表6）。

b. 文化財リーフレット

旧町で構成され、文化財に関する調査研究と情報発信に取り組んでいた旧坂田郡社会教育研究会文化財部会の頃から発行している「文化財ニュース 佐加太」（平成7年～令和5年、通算52号）や各種パンフレット等の作成（文化財一覧1種類、遺跡散策マップ4種類、遺跡ルートマップ3種類、史跡パンフレット7種類、文化財活用パンフレット4種



◆伊吹山文化資料館（春照）



◆文化財シンポジウムパンフレット

類、埋蔵文化財リーフレット 55 種類、小学校区文化財マップ 9 種類)、埋蔵文化財活用看板(平成 20 年～、約 100 か所)、小学校区文化財看板(平成 29 年～、9 か所)等の作成、市民等への普及啓発に取り組んでいる。

これらの作成したパンフレットは、市内の歴史館・資料館での配布のほか、歴史講座や現地研修、学校における出前講座等で使用し、市民を中心として広く米原市の歴史文化の紹介・PRに活用している。

c. 講座・シンポジウム(参考資料 表 7～9)

市内に所在する歴史文化に関する学習やイベント等の取組として、平成 17 年度から米原市歴史講座を通年講座(令和 4 年度は全 9 回)として開催し、本市を中心とした歴史文化の啓発に取り組んでおり、広く市内外から毎年 50 人から 70 人の受講生の参加がある。

また、平成 19 年度から文化財シンポジウムを開催し、京極氏、伊吹山、山城、石塔等、様々なテーマを取り上げ、専門家や地域で活動する団体と連携を図りながら実施している。シンポジウムは、市内外から 100 人を超える参加者があり、歴史文化の発信に一定の効果をあげるとともに、シンポジウムのテーマに関するパンフレットを刊行している。

市民生活や生涯学習の推進として行う学びの場「出前講座」に、歴史文化の講座(令和 4 年度 5 講座)を活用し、市内小中学校や自治会等への講師の派遣を行っている。出前講座は、市民の歴史文化への理解を深める機会として重要である。特に、市内小中学校の授業の一環として行われる出前講座は、校区内の歴史や先人たちの歩みを学び、郷土愛を育む機会であり、将来の歴史文化の担い手を育成する重要な契機と捉えている。

市内外への歴史文化の周知の取組として「第 4 回山寺サミット」(平成 21 年度)・「第 22 回全国山城サミット」(平成 27 年度)の開催等、全国規模のイベント等を開催している。

ii) 担い手の支援・育成事業

本市の歴史文化を支える担い手への財政的支援として、米原市文化財保護活動費等補助金により国・県選択無形民俗文化財や市指定無形民俗文化財の保存伝承活動等への補助を実施している。

また、本市の歴史文化への理解を深め、裾野を広げる取組として、米原市歴史講座やいぶき歴史アカデミー、市民や市内の小中学生を対象とした出前講座の実施を行っている。

同様に、市内の歴史文化を含めてガイドを行う米原観光ボランティアガイド協会主催の講座(米原ふるさと見聞講座)へ講師の派遣の協力を行うなど、歴史文化の担い手育成に



◆杉沢遺跡（杉澤）発掘体験



◆東草野山村博物館（吉槻）

取り組んでいる。

iii) 大学等専門機関との連携事業

本市における大学等専門機関との連携事業は、下記のとおりである。

a. 立命館大学との杉沢遺跡調査事業

杉沢遺跡（杉澤）における遺跡の内容を把握するための確認調査を立命館大学文学部矢野健一教授と行政、地元杉澤自治会の連携のもと、発掘調査を平成23年度から平成24、29、30年度、令和2年度と計画的に行っており、整理作業と調査報告書の刊行のほか、考古学と美術を融合した展示プロジェクト、小中学生の発掘体験、学生たちの地域の祭りへの参画、遺跡に関する地域住民へのインタビューなどの取組を行っている。成果報告を通して、地域における遺跡の新たな価値を見つけ出す取組を展開している。

b. 滋賀県立大学との調査事業

滋賀県立大学とは、民俗文化財、文化的景観の分野において、人間文化学部の市川秀之教授との連携した取組を進めている。成果として、市指定無形民俗文化財「志賀神社 華の頭」の記録調査（平成29年度調査、令和2年度報告書刊行）がある。

また、現在の取組としては、重要文化的景観「東草野の山村景観」の集落内の民具収集調査（平成26年度～平成29年度）や廃校となった旧東草野小中学校の教室における「東草野山村博物館」の展示作業（令和2年度～令和4年度）、開設（令和4年7月）がある。

c. 京都市立芸術大学との連携事業

京都市立芸術大学美術学部の畑中英二教授との連携によって、伊吹山文化資料館・醒井宿資料館における芸術作品の展示や伊吹山文化資料館で実施している「こども体験教室 伊吹まるかじり隊」での体験教室事業を実施し、受講する子どもたちに文化・芸術の体験を行うワークショップを開催している。

②生涯学習課（生涯学習担当）

生涯学習担当は、社会教育・人権教育・文化行政の振興や地域の人材の育成、市内に設置している4つの学びあいステーション（山



◆子ども体験教室
（京都市立芸術大学 / 伊吹山文化資料館）

東・伊吹・米原・近江)の指定管理制度を導入した管理運営に関する業務を担当している。

i) 出前講座事業・学びサポーター事業

市民の生涯学習活動を支援するとともに、学んだ成果を生かして活動できる場の提供するために地域人材(市民講師)と住民をつなぐコーディネーターの役割を果たしている。

出前講座では、住民の依頼に応じて市職員等が講師となり、住民の暮らしや生涯学習の推進に役立つ情報について学ぶ機会を提供している。

ii) 地域人材育成事業(ルッチまちづくり大学の開校)

ルッチまちづくり大学は、「地域に根ざす。幸せになる」をコアコンセプトに人を育てる市民カレッジである。市民の自発的に学び続ける意欲に応え、楽しく学びながら、自ら考え、話し合い、それを踏まえて力強く行動できる“人財”を3年間で育成する。

また、市民立大学(地域の教育の主体者として市民がつくる学びの場という意味)を目指し、ルッチ大学の卒業生と行政が対等な立場で協働運営するルッチみらい会議において講座の内容等を検討し、多様な主体と連携しながら事業効果を高めている。

iii) 文化のまちづくり事業

芸術を創造し、鑑賞する喜びを享受し、文化の薫り高いまちづくりを目指して、米原市芸術展覧会を開催するとともに、芸術文化の振興を図るため文化振興活動を推進する文化芸術団体の活動事業に対する支援を行っている。

iv) 学びあいステーション事業

地域住民の身近な学びの場として4つの学びあいステーションを設置し、生涯を通じて学び続ける意欲に応え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割も果たしながら、地域の活性化を図っている。

③生涯学習課(図書館担当)

図書館サービスの基本理念である「暮らしに寄り添い、地域とつながり、学び合える図書館」を目指し、誰もが身近に利用できる文化・情報拠点となるよう山東図書館や近江図書館を運営している。

近江図書館には、一体的施設として近江はにわ館を併設しており、第一・第二展示室を会場として米原市芸術展覧会等の文化・芸術や歴史に関する企画展示を実施している。



◆ルッチまちづくり大学



◆小中学校でのコミュニティ・スクール
(伊吹山中学校)

④学校教育課

地域とともにある学校づくりのため、地域住民が参画し、保護者や地域の人々の持つ豊かで専門的な力を取り入れた、地域に根ざしたコミュニティ・スクール推進事業を全小中学校で実施している。コミュニティ・スクールでは、天然記念物であるホタルの生態や環境を学ぶ「ほたる学習会」（山東小学校）や、旧街道を歩き地域の歴史や景観を学ぶ「北国脇往還ふるさとウォーク」（伊吹山中学校）など、各校区の歴史・文化・自然を取り上げた事業が行われている。

表 4-4 教育委員会事務局の主な取組

取組主体		事業名		具体的な内容
教育委員会事務局	①生涯学習課 歴史文化財担当	i) 情報発信事業	歴史館・資料館の管理運営	参考資料表 5・6
			文化財リーフレットの作成	参考資料表 8
			講座・シンポジウムの開催	参考資料表 7
		ii) 担い手の支援・育成事業	米原市文化財保護活動費等補助金の交付	
		iii) 大学等専門機関との連携事業	立命館大学との杉沢遺跡の調査事業	
			滋賀県立大学との調査事業	
			京都市立芸術大学との連携事業	
	②生涯学習課 生涯学習担当	i) 出前講座事業・学びサポーター事業	市内小中学校への出前講座・体験学習・歴史探訪の実施	参考資料表 9
		ii) 地域人材育成事業	ルッチまちづくり大学の運営	
		iii) 文化のまちづくり事業	米原市芸術展覧会の開催 文化芸術団体への補助	
		iv) 学びあいステーション事業	学びあいステーション事業への支援	
	③生涯学習課 図書館担当	図書館管理運営事業	山東図書館・近江図書館の管理運営 近江はにわ館における展示の実施	
	④学校教育課	コミュニティ・スクール推進事業	コミュニティ・スクール事業の実施・支援	

(2) 市長部局（表 4-5）

①政策推進部広報秘書課

本市における歴史文化の発信を行うことで郷土愛が育成されることを目指し、市政情報誌（広報媒体）である「広報まいばら」における文化財紹介等の連載（「米原歴史街道」通算 169 号令和 5 年 3 月時点）やケーブルテレビを用いた「米原市行政放送局 伊吹山テレビ」における特集番組の制作、放送を行っている（参考資料 表 10）。

②まち整備部シティセールス課

「びわ湖の素 米原」をコンセプトにした本市の魅力の発信を、都市部でのプロモーションやウェブサイト等を通じて行っている。本市の認知度と魅力あるまちとしての評価を高めることで、米原ファンの獲得や交流人口、関係人口の拡大につなげ、移住・定住先として選ばれるまちを目指す取組を行っている（参考資料 表 11）。

③市民部自治環境課

世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体等が地域の問題や課題を共有し、その解決に向けて実施する活動に対して支援している。

また、本市の象徴であるホタルの保護と啓発、特別保護区を中心とした巡回パトロール、

霊仙山や伊吹山において登山者が安全かつ快適に登山できるように登山道の草刈りや補修、公衆便所等の維持管理、ニホンジカ等による獣害から国指定天然記念物である伊吹山頂草原植物群落を守るための獣害柵の設置、シカの追い出し作業などにも取り組んでいる。

④まち整備部都市計画課

『米原市景観計画ガイドライン』では、貴重で優れた景観を一体的に保存することや広く市民に景観まちづくりに対する意識醸成を図るため、景観計画区域の対象を本市全域としている。また、景観計画区域の中でも、より重点的に取り組む区域として「景観重点区域」を定めている（参考資料 表 12）。

そして、米原市景観条例に基づいて、「景観を特徴付けているもの」「歴史文化価値または意匠的価値を有するもの」「市民に愛され親しまれているもの」のいずれかに該当する建造物または工作物については、景観形成建造物の指定を進めている。令和4年（2022年）11月現在11件を指定している（参考資料 表 13）。

表 4-5 市長部局の主な取組

取組主体		事業名		具体的な内容
政策推進部	広報秘書課	市内外への歴史文化の情報発信事業	「広報まいばら」における「米原歴史街道」の連載	
			米原市行政放送局「伊吹山テレビ」の歴史・文化財の特集番組の制作	参考資料表 10
まち整備部	シティセールス課	①観光振興事業	観光交流イベントの支援	参考資料表 11
			米原観光ボランティアガイド協会への支援	参考資料表 11
			一般社団法人びわ湖の素 DMO の運営支援	参考資料表 11
			観音寺活性化支援	参考資料表 11
			「まいばら駅広域観光交流圏コンソーシアム」の立ち上げ、運営	参考資料表 11
			日本遺産の活用推進	参考資料表 11
	都市計画課	②空家対策・移住定住促進事業	空家の発生予防、活用および地域活性化	参考資料表 11
		③シティセールス推進事業	「びわ湖の素 米原」をコンセプトにした米原市の認知向上と魅力の情報発信	参考資料表 11
		景観まちづくり推進事業	景観重点区域の設定	参考資料表 12
市民部	自治環境課	①自治会等振興事業	地域の創意工夫によるまちづくり活動への支援	
			地域の特色ある多様なまちづくり活動への支援	
			はたる保護活動	
			「全国はたるのまち交流会」の開催・参加	
			伊吹山・霊仙山の環境保全	
	地域振興課	柏原駅周辺整備事業	柏原宿活性化プランと連携した活性化事業	

（３）地域（民間事業者等）

①民間の展示・公開等施設

市内には展示公開施設として、上丹生の木彫芸術作品の展示を行う醒井木彫美術館（醒井）、奥伊吹の生活道具や生業に関する道具を展示している奥伊吹ふるさと伝承館（甲津原）、入江内湖の出土遺物を展示する琵琶湖干拓資料館（入江）、番場資料館〈泉亮之記念館〉（番場）が所在する。いずれの施設も、各館のテーマによって文化財等の展示公開を実施している。

市域を拠点にした古代豪族息長氏をはじめとして近江の古代史に造詣が深い古代史研究者山尾幸久氏（立命館大学名誉教授）の蔵書約2万点を活動団体「番場の歴史を知り明日を考える会」が寄贈を受け、旧息郷小学校で『近江古代史文庫』の開設を準備している。本市は今後、旧息郷小学校を文化財の公開収蔵施設にする予定であり、当文庫も加えて、文化財所管課と市立図書館、活動団体が協働して、古代史研究の拠点として利活用を図っていく。

②地域の活動団体

i) 遺跡（史跡）を活用した取組

文化財を活用したイベント等として、地域の活動団体と協働して実施している史跡鎌刃城における「鎌刃城まつり」（平成18年度～、通算16回：番場の歴史を知り明日を考える会との連携）や史跡京極氏遺跡における「上平寺戦国ロマンの夕べ」（平成14年度～平成23年度：上平寺推進委員会との連携）が挙げられる。

また、広域的な文化財を連携させる取組として、米原市内のほか滋賀県内の城跡を会場として狼煙^{※のろし}を用いた「近江中世城跡琵琶湖一周のろし駅伝」（平成14年～、通算21回）がある。市内の鎌刃城跡（番場）、弥高寺跡（弥高）、八講師城跡（梓河内^{はっこうじ}）等、指定・未指定を問わず11か所の参加があり（令和3年実施分）、城跡の活用と連携が図られている。

ii) 「伊吹山の茅場^{かやば}」のふるさと文化財の森設定地への取組

伊吹山は、全山が里山で、牛の飼料や畑の肥料等のための採草地、薬草採集、柴山、放牧地等、様々な利用がされており、人と関わりで独特の植物相が育まれ、地域の暮らしを支えてきた。伊吹山三合目には、茅場として、背の高いススキ草原が育てられ、昭和50年ごろまで屋根の葺き替えに利用されてきた。このことから伊吹山の自然的・歴史的な環境の保全・継承とともに、その魅力を発信することを目的として、現代的な茅の有効利用を屋根葺き職人、滋賀県立大学、地元保全団体が中心となり、文化庁が進めている「ふるさと文化財の森」設定地を目指して取組を展開している。

③地域の民間事業者

市内に増加している空家の利活用を図るため、「まいばら空き家対策研究会」を中心として空家の利活用や移住の促進が図られている。また、市内では古民家を再生した宿泊施設の開設が進み、「ゲストハウス 居醒庵」（醒井、平成30年（2018年））、「GUEST HOUSE 楽」（柏原、平成30年（2018年））、「古民家の宿 そよも」（甲津原、令和2年（2020年））、「上平寺御城下ゲストハウス うむ」（上平寺、令和3年（2021年））「大門坂荘」「けいた」（大久保、令和4年（2022年））がオープンするなど、民間事業者による取組が行われている。いずれの空家も、宿場町や文化的景観、城跡など、文化財が近在しており、本市の歴史文化を身近に感じることができる施設である。

その中でも、空家の利用として注目されているのは「上平寺御城下ゲストハウス うむ」である。国指定史跡京極氏遺跡の城下の民家をリニューアル、戦国時代に北近江を支配した「京極氏ゆかりの地」である上平寺の特性を生かし、空家だった民家を最大限活用し「山



◆近江中世城跡琵琶湖一周のろし駅伝
(弥高寺跡)



◆「伊吹山の茅場」茅刈り体験

城」「戦国」を主要テーマに宿泊施設と拠点づくりを進めている。地域住民を巻き込んで、来訪者・旅行者が「上平寺」という地域や山城をより楽しんでもらう機会を提案していくことをコンセプトに挙げている。

④自治会

市内の自治会では、地域内における歴史文化の伝承や掘り起こしを通じてまちづくり活動の取組が行われている。継続的な取組としては、市指定史跡蒸気機関車避難壕（岩脇）を用いた戦争・平和学習の開催が行われており、史跡の保存と活用がなされている。

また『令和に見る河内百選』（令和3年、河内区まちづくり委員会）や『三島池の郷池下物語』（平成30年、池下区再発見プロジェクトチーム）といった地域の歴史や文化をまとめた地域刊行物の編さんが行われるなど、まちづくりに向けた取組の一環として地域の歴史文化の見直しや、地域伝承に基づく紙芝居の作成（池下）、城跡探訪（梓河内）等の活用の取組が行われている。



◆上平寺御城下ゲストハウス うむ（上平寺）



◆自治会史